会 議 録

会議の名称		令和元年度第1回つくば市地域包括支援センター運営協議会			
開催日時		令和元年(2019年)5月27日(月)			
		開会 14 時 00 分 閉会 16 時 30 分			
開催場所		つくば市役所本庁舎2階 会議室201			
事務局(担当課)		地域包括支援課			
委員			山田委員、	鈴木委員、飯	
出	泉委員、成島委員、加園委員、稲葉委員				
席	その他 【欠席委員】守谷委員、岩﨑委員				
者	事務局会田課長、板倉補佐、柳田係長、飯島係長、藤田社会福				日社会福祉士、
	染倉社会福祉士、坂本保健師、眞鍋保健師、金山主任				山主任介護支
		援専門員、松原筑波地域包括支援センター長、井ノ口大穂豊			
	里地域包括支援センター長、小田倉谷田部西地域包括				域包括支援セ
	ンター長、川村茎崎地域包括支援センター長				
公開・非公開の別		■公開 □非公開 □	□一部公開	傍聴者数	2名
非公	:開の場合は				
その理由					
議題		会議次第による			
会議	録署名人		確定年月日	平成 年	月 日
	(1) 平成30年度地域包括支援センター事業報告について				
会	(2) 平成30年度地域包括支援センター評価について				
議	(3) つくば市地域包括支援センター運営方針について				
次	(4) 2019 年度地域包括支援センター事業計画について				
第	(5) 地域包括支援センター委託状況について				
	(6) その他				

<審議内容>

事務局より資料に基づき説明

- 石塚会長 今、3 つの包括支援センターから報告がありましたけれども、まず、委員のほうから確認したい事項等ございましたらお願いしたいんですが、いかがですか。この点についてもう一度確認しておきたいとかいうところがあったら…。
- 委員 確認というのではないのですが、今ご報告いただいた中で、虐待の通報受理件数が何件かあっても、虐待と判断した事例がすべてゼロになっているんですが、これはどういう形での通報で、虐待と判断しなかった理由というか、どういう判断をされたのかをお聞きしたいと思いますがお伺いしてもよろしいでしょうか。
- 石塚会長 これは各地域に聞いたほうがいいですかね、まず、つくば市の事務局 にご回答いただければと思いますけれども。虐待の判断ということを 含めてですね。
- 事務局 つくば市地域包括支援センターのほうに通報があった件数 17件とご紹介させていただきました。虐待の通報の内容につきましては、基本的に虐待と判断する場合は介護を必要とするような状態となっている高齢者に対して虐待行為をやっている場合については虐待と判断するようなかたちになっております。17件の内、様々な通報がありましたが、要介護状態ではない高齢夫婦の喧嘩ですとか、障害をお持ちの息子さんが親に対して手を出してしまったとか、そういったケースについても虐待通報として一度は受理しておりますので、そういったかたちでカウントに入れさせていただいております。
- 事務局 あとこの 17 件の中には高齢者虐待通報票、北警察署と中央警察署のほうから 65 歳以上の高齢者の事案に関わったものについてはすべて、つくば市地域包括支援課に通報票が入ってまいりますので、こちらの 17

件にはそちらの通報票も含まれています。受けた通報票につきまして は、必ず地域包括支援課の職員のほうで電話確認や訪問等をして生活 の安定のほうを一緒に考えるというような支援を進めております。

筑波包括

筑地区のほうでは2件ほどあるんですが、1件は高齢者ご自身が包括 のほうに来られまして、虐待を受けているということで、市のほうに も報告をさせていただいて一緒に対応したケースなんですが、こちら のほうは長男ご夫婦ともお話をお伺いして、以前からの親子関係とい うところで、実際の虐待というよりは高齢者のお父様のほうが"息子 さんが草取りをしない"であるとか"近所の人の息子に比べてうちの 息子は何もやらない"とかという訴えがありまして、こちらのほうは 直営と一緒に相談を受けて、高齢者の方が警察のほうにもご相談した んですけど、それは家庭の問題ということで、こちらのほうで定期的 にご本人様にはお会いしてお話をお伺いしたりしているケースです。 もう1件のほうはケアマネージャーのほうから相談がありまして、娘 さんと二人で暮らしているケースで、きちんとした介護をしているん だけれども適正ではない介護をしているんではないかというお話があ りまして、こちらのほうも直営包括の方と一緒にお宅を訪問してケア マネージャーさんを交えてお話をしながら、定期訪問をしているとこ ろで虐待には当たらないのではないかという例になっております。

茎崎包括 茎崎包括のほうは 29 年度は実際に虐待判断されたケースが 1 件ありま して、そちらのほうも継続して支援を行っている実情があります。委 託包括といたしましては基本的に虐待事例につきましてはすべて市の 包括支援課の例えば茎崎地区であれば茎崎担当職員と共に、本人の生 活状況あるいは養護者である家族状況等の確認を行う事案がありまし たというところで。虐待判断云々ではないですけれども、虐待判断は なされなかったけれども、結果としてケアマネージャー支援というか

たちで関わって、ご本人の安全確保、例えば月の内何日間はショートステイを行うとか、介護負担を軽減するための各種サービスの利用調整などの対応で対応しているというのが実情でございます。

石塚会長 ありがとうございます。その説明でよろしいでしょうか。その他でご ざいますでしょうか。はい、お願いします。

委員 資料1の1-1総合相談支援業務で、つくば市の包括は前年比の121,4 %増と2倍以上と、茎崎は先程2倍増と。筑波地区は対前年どのくらいの増加率なんでしょうか。相談者数が。

筑波包括 昨年度(29年度)は延件数が230件になっております。実件数としては325件となっております。

石塚会長 かなり増えているってことですよね。

筑波包括 はい。

石塚会長 5倍近くですね。よろしいですか。

筑波包括 はい。

事務局 昨年度(29年度)につきましては10月からの委託というかたちになっておりますので、半年分の相談件数となっております。

石塚会長 その他よろしいでしょうか。この実績報告書自体なんですけども、この後の評価のほうに結び付いてきますのでね、一度確認したいことが。前年度と大きく違った内容とかそういうものがあれば提示していただけると、あるいは独自にこういうことをしてきたんだというのもあれば教えていただけると。実はこの評価の中に、"独自のもの"というのが入っていますので、そうなってくると記載事項の中で判断をしないといけないところがあって。ぜひ、それぞれの地区で、実はこういうことをやってきて変わってきたのが見えたとか、あるいはそういった糸口の活動形態を作ったというものがあれば紹介していただけると嬉しいです。簡単でいいです。

事務局

つくば市地域包括支援センターのほうからご報告させていただきたいと思います。こちらは事業実績報告のほうでご紹介させていただけたらと思います。2-1在宅医療・介護連携推進事業の包括的支援事業の部分になります。新規事業のご紹介をさせていただけたらと思います。本日委員として、成島先生、出席されていらっしゃいますけども、2-1(キ)地域住民への普及啓発につきまして、在宅医療啓発講座のほうを30年度より開催いたしました。こちらは在宅医療や介護、あとは地域で住みなれた地域で看取りまで考えた際に、やはり訪問診療や看取りをしている先生にお話をしていただくことで地域住民の皆様に在宅医療を考えていただくきっかけを作ろうということで。普及啓発をいくつも研修会や周知等しているんですけども、訪問診療の先生にお願いして30年度新規で実施いたしました。30年度は、筑波地区、谷田部地区と先生のほうで施行的に実施していただいておりますけども、本年度も引き続き実施を検討しております。今年度につきましては全地区で実施したいと考えております。

事務局

合わせて、つくば市地域包括支援センターのほうから今年度特にとい うところですと、認知症のところを注力させていただきましたので、 報告させていただきます。

事務局

認知症の担当のほうからご報告をさせていただきます。認知症のほうではまず2-3認知症総合支援事業のところで、右側のページ認知症カフェの運営支援というところで記載があります。平成29年度まではゆかりの森の1カ所だけでの開催でしたが、30年度はその他3カ所を新規に開設いたしまして実施してまいりました。その他単発の認知症カフェということで、上の4カ所については月に1回とか2ヶ月に1回のペースで定期的に開催しているものなんですけども、それ以外にBiVi つくばのほうと、つくば自動車学校でのイベントとタイアップし

たかたちでカフェの開催をさせていただきました。合わせて2-3の認知症声かけ模擬訓練ですが、29年度は2カ所実施してまいりましたが、30年度も東小学校区と上郷小学校区でそれぞれ1回ずつ実施させていただいておりまして、地域の民生委員や区長の皆様や地域の方々のご協力をいただいて、特に上郷小学校区では大規模なかたちで実施することができました。あとは、4-2認知症サポーター養成講座のほうなんですが、平成30年度は開催回数77回養成人数が3079名ということで実施をさせていただきました。平成29年度と比べますと、平成29年度は年間開催回数が43回で年間養成数が1426名でしたので、大幅な増加となっております。これに関しましては、出前講座として希望の団体からの依頼だけでの実施ではなく、こちらからも関係機関や特に小学校など若い世代への認知症サポーター養成講座の実施をしていこうということで、こちらからも働きかけた結果としてこの実績があがったというふうに認識しております。以上です。

石塚会長 茎崎のほう、何かありますか。

センター兼社協南支所にいらっしゃるので、今関わっているケースに関する情報交換をその場で行わせていただく良い機会として活用させていただいたりとか。あとは、総合相談の中で、初年度はどうしても高齢者への対応で精一杯でしたけども、先程複合的な課題への対応というところで関連する、例えば障害福祉課さんであったり、こころの健康相談であれば健康増進課さんであったり、障害基礎年金とかがからめば医療年金課など様々な関係各課との連携を意識して対処した、法律分野では法テラスさんとかともよくやり取りをさせていただいたとか、そうったことがやられるかなと思っております。以上です。

石塚会長 はい。

筑波包括 筑波地域包括支援センターのほうでは、地域におけるネットワークの 構築というところで、こちらのほうは地域の集会所や児童館などをお 借りして、地域包括支援センターの広報、相談会として開催をさせて いただいております。こちらは昨年度の実績で 8 カ所実施をさせてい ただいているのが、新しい取り組みとなっております。

石塚会長 はい、ありがとうございました。今の報告の中で、自分たちでやって みて…すみません、もう一つ質問をさせていただきます。この事業を 進めているんですけど、大切なのは問題点と課題点の整理がまず必要 なんですね。で、今までやってきた中で、今後のことも進めていかな いといけないところで、今現在抱えている問題点とか課題点があれば、この点ちょっと今あるんですと示していただけると助かるんですが。 突然ですみません。実はなぜかと言うと、今回評価を見せてもらって、 ほとんどが B 評価ですよね。この評価って、自分たちのところ評価が そのままつーっていって終わっちゃうんですね。それをもうちょっと 整理していかないと前に進まないので、ここを整理したものをさらに 発展してもらいたいんですよ。良いところ、それから上手くいかなか

ったところ、そこを整理した上で次のステップへ行かなきゃいけないかなと思っていたので、ようやく軌道に乗ってきた中でひとつひとつその点も整理しながら、次年度に結び付けることが大事なのかなと思うと、もしよければ、こんな点がありますってことだけ、お気づきの点があればお願いしたいんですけど。特に今のところなければ構いません。全体のことでも。

事務局 地域包括支援課直営のほうの部分では、茎崎のほうでも事業報告であったんですが、重層的な問題を抱えている家庭への支援というところで、どうしても地域包括支援課としては介護保険制度であるとか、そういう制度で支援していくということをまず考える訳なんですけども、どうしても制度にかからない方も、制度の網にかからないという言い方があるんですけども、そういう場合が多々多くて、何とか支援をしていこうというふうには試みるんですが、なかなか支援に結び付かないというようなところが非常に包括してはちょっと歯がゆいというようなところで感じております。以上です。

石塚会長 ありがとうございました。実態そのものだと思います。そこも含めて、前に進めていければというのがあります。制度のグレーのところというのは必ずありますので、そこらをどう回収していくのか、これはかなり難しいところです。既存の施策の中で行わなくてはいけないので、やはり見えるところを見えないところが出てくるかなと思います。ありがとうございました。他に、よろしいですかね。私、先に資料をパッと読んだときに、ちょっとそこらの変化って今までは話したことないよねっていうのをちょっと思っていて、ぜひ良い機会なので話させていただきました。よろしいでしょうか。

委 員 すみません、私のほうで資料を回させていただきまして、今のことに ちょっと関係すると思うんですけど、例えばその重層的に関わってい

る困難な事例が多いとした場合ですね、よくあるのがそうであればそ の後の相談の種別とかそういうものの整理とかカウントとかも変えて いくっていうのがあると思うんですよね。だからそういったケースが どれくらいあったかとか、そういう累計とか記録とかっていうのは皆 さんどうされているのかなと思っていまして。疑問に思っているのは、 相談件数がこれだけ増えてきているので、これから人員が足りるのか とかそういったことも見通しをつけていかなければならないと思うん ですけども、相談ケースで終結したのはどれくらいかとか、ずっと続 いているのはどれくらいかとか、あとは非常に困難と思われているよ うな事例が何件あるかとかですね、そういうのを提示して示していく というのが普通やると思うんですけども、されてらっしゃるかとか、 これからやっていく構えがあるかとかお伺いしたいんですけども。と いうのは、前回の会議の最初の時(任期の最初の時)にお話したと思 うんですけども、実際に包括支援とかの事業とかに対して行われてい る第一号被保険者とか人口とかに合わせてそれぞれ人員配置ってある と思うんですが、昔"足りてますか?"って話をしたら、足りてない というかそれには達してないという話があったんですけども、ブラン チを作ることでそれにだんだん達してきているのかとか、いやいやま だまだ相談事例が多くてまだ達してないとか、その辺なんかも実際本 当は教えてほしいし、これは運営の協議会なので、足らないんだった らもっと増やしていくように、みんなでこうやったほうがいいんじゃ ないかとかそういう合議諮って提案していくっていうのも大事なこと だと思うんで、ちょっと教えていただきたいんですけども、そのあた りご相談が実際にだいたいどれくらいの割合とか、もしカウントして いないんであれば次カウントしていく構えがあるかとか、メンバー的 に足りているのかとか、これから足りなさそうになってくるのかとい

う見立て、実際人員配置的にどうなのかとかその辺を教えていただき たいんですけども。

石塚会長 今の意見に対して代表的につくば市のほうではどうかなって。すべて のところに聞きたいところはあるんですけど。今後のことなので、ど うなんでしょうという質問です。

事務局 すみません。人員配置なんですけども、約 6000 人に一人ずつ三専門職を置くというのが基本なので、今のところつくば市 45000 人、6000 で割るとだいたい 7, ちょっとということなので、保健師と社会福祉士に関しては委託包括を設置したところもありますので足りてきております。ただ、主任ケアマネに関しては以前通りまだ足りてないということがありますので、このあと最後のほうでまたご報告させていただきたいと思うんですけども、今委託設置のほうを進めておりますので、そちらのほうで対応していきたいと考えております。

委員ちょっと今のことであれば、3000~6000と幅を持たせていると思うんで、要はそのセンターの中でちょっと大変だと思ったら、その幅を持たせているということは実際に応じて増やしたりとかっていうことも大事だと思うんですよね。だからこれ以上やらなきゃいけない基準を満たしているかというよりは、実際に相談をするにあたり支障がないとかそういうことから見て「大丈夫だ」ということだったら安心していいんですけども、先程石塚委員長のほうから困ったことありませんかっていう話だったと思うんですけども、実際に困っているようであれば協議会でこうしたらいいんじゃないかって話なんかもできると思うんですよね。そういう意味でちょっと伺ってみたんですけども。実際は見通しとしては大丈夫そうなんでしょうか。

事務局 そうですね、やはり先程の各包括を含めて、重層的な問題とういか困 難なケースが非常に増えてきているというのもありますので、センタ 一の職員増っていうのは必ず必要になってくるかなと思います。それで特に茎崎地区は高齢者が多くなっているということなので、今年度9月で契約が切れるところがありまして、現在プロポーザル…もう一度契約の見直しをするところなんですけれども、茎崎地区に関しては1名増というかたちで委託のほうを進めたいと考えております。

事務局 ケースの分類というところになります。継続や終結の件数については 現時点では集計はとってはいません。ただ、相談内容につきましては どういった相談があったのか選択式になっておりまして、どういった 件数が多いのかといった部分は統計をとってはいるんですが、その中 に困難ケースという部分については統計項目が設定されておりません でしたので、今後設定していく方向でちょっと検討していきたいと思 っております。

石塚会長 はい。じゃあこれについてはここまでにして、次の評価のほうに入り たいと思うんですが、よろしいですか。色々こちらから質問すること が多くなって申し訳なかったです。

委員 すみません、いいですか。あとで調べようと思っていたんですが、茎崎の報告の中の1-1総合相談支援業務④の(1)地域におけるネットワークの構築 地域包括支援センター広報活動①まつりつくばやアルツハイマーデーなどへの参加で、"アルツハイマーデー"ってこれは何か行事があるんですか。

事務局 つくば市地域包括支援センター認知症担当のほうからお答えさせていただきます。啓発活動につきましては、まつりつくばと、アルツハイマーデーと書いてあるのはアルツハイマー街頭行動というイベントになります。私たちのほうで認知症サポーター養成講座で養成したサポーターさんであるとか、その講師を務めるキャラバンメイトの皆さんの協力を踏まえながら認知症に関する啓発活動をおこなっております

が、それの活動の一つとして、まつりつくばでの啓発グッズを配りながらの認知症サポーター養成講座の広報ですね。あとアルツハイマー街頭行動といいますのは、ちょうど 9 月が認知症を知る月間ということで、茨城は9月がその啓発だったり認知症に関する活動の PR をする月間ということで県が定めているんですけども。その中で、認知症の人と家族の会という団体がございまして、そこが県と協力しながら主催しているイベントがあります。県内では、水戸とつくばのほうのイオンで、家族会が用意をした啓発グッズを配りながら認知症に関する啓発活動をしているんですけれども、それにも私たち直営の包括だけでなく、委託の包括であるとか協力していただけるボランティアも含めて、啓発活動に参加していただいているかたちになります。それでそこのアルツハイマーデーのほう、それに一緒に協力しながら活動してくださったというところでの報告になっているかと思います。

石塚会長

ありがとうございました。よろしいですか。時間もあれなので次に進めていきたいんですけども、今度、評価のほうでお願いしたいんですが、一応この評価についてはちょっと私のほうから。全体が運営体制あるいは、次のページ、総合相談支援事業、あるいは権利擁護事業に関すること、あとは包括的・継続的ケアマネジメント事業、一般介護予防事業等々ありますけども、これに基づいてそれぞれ事業の内容が評価コードが設定されております。A評価からDまであって、まぁ前回もそうなんですけども、ある程度順当であるっていう場合はB評価ってかたちで評価しております。ただ、A評価になった場合はこれについては前回はまぁどのように頑張っているとか評価はあるんですけども、独自の取り組みをしたというようなのでも今回は評価されておりますので。これを一つ一つ説明していくとあれなんですけども、この点についてこのように評価し結果的に全体的にこのくらいです。で、

その中で特異的にこの部分については努力しました。で、さらにこの 分については逆にちょっと上手くいってないんだけどもこういう評価 をさせていただきましたっていうようなかたちでよろしいですかね。 ポイントで喋って評価した方がいいかなと思って、一つ一つ細かいと ころを説明してもしょうがないので。

【地域包括支援センターの評価について】

評価についてまず簡単にご説明させていただけたらと思っておりま 事務局 す。地域包括支援センターの評価につきましては、平成29年度より始 めております。29 年度の評価基準についても ABCD。資料4の説明を させていただきます。A4の1枚になります。評価、29年度のものを質 問していただいたのですが、同様にABCD 4段階評価としておりまし たが、委員皆様からご意見いただきまして、A 評価の中で独自の取り 組みがなされていて優れているという表現だったのですが、なかなか 自己評価で優れているという部分、なかなか付けにくいというような ご意見いただきましたので、30 年度の評価につきましては独自の取り 組みがなされていれば A 評価というかたちで変更しております。評価 方法につきましては記載の通りとなっておりまして、まず各センター において自己評価をしていただいております。続きまして、自己評価 に基づきまして地域包括支援課市の職員によるヒアリングを実施して おります。それを今回の運営協議会でご審議、承認いただけたらと思 っております。今後の流れにつきましては評価の ABCD 評価につきの みホームページ上に公表したいと思っております。つきましては資料 5、6、7につきましては傍聴の方にはお渡ししていないというかた ちになっております。それでは、資料5つくば市地域包括支援センタ 一の自己評価についてピックアップしてご紹介させていただけたらと 思っております。ではすみません、自己評価 A のところを中心に紹介

させていただきます。1運営体制®公正・中立性の確保につきましては、市直営ですので A 評価をさせていただいております。今後についても公正で中立的な事業を実施していきたいと考えております。

事務局

資料5の4ページをご覧いただけたらと思います。在宅医療・介護連 携推進事業についてです。こちら A の部分をご報告させていただきま す。こちらの事業につきましては平成 28 年度よりつくば市のほうで、 つくば市医師会、メディカルセンター等の事業が実施してきたものを 継続した事業になっております。①地域の医療・介護の資源の把握 と いうことで、こちらのほう昨年度から B でございましたけど A とさせ ていただきました。根拠といたしましては、医師と連携しやすい時間 帯を記載した連携タイムの更新ということで、なかなか連携がお医者 さんとケアマネージャーさんと連携が難しいということで、こちら医 師会さんのほうで連携タイムというものを作っていただいたものをあ らためてつくば市でケアマネさんが連携しやすい時間帯でございます とか、あとはサービス担当者会議とか連携を必要なものについて調査 をあらためていたしまして整理いたしました。こちらについてはホー ムページ上で連携タイムのほうを公表しておりますけれども、他市町 村のほうからもお問い合わせをいただきまして、なかなか市内の50医 療機関のかかりつけ医の先生と連携を一覧で見れるというのは非常に 有効であるというお声をいただいております。こちらのほうを A とさ せていただきました。あとは、③切れ目のない在宅医療と在宅介護の 提供体制の構築推進 ということで、日々の顔の見える関係作り連携 の推進を含めて毎年意見交換会のほうを実施しております。30年度は 3回それぞれ意見交換会を実施いたしまして、日々の支援につながる顔 の見える関係作りや意見交換会の内容につきましても同職種で話し合 うこと、多職種で話し合うこと、課題をそれぞれの事業所さんや専門

職の皆様が日々の業務につながるような意見交換会の内容を設定したということで、③のほう A とさせていただきました。続きまして⑥⑦も A とさせていただいております。こちらについては普及啓発業務というところを⑦ですね、普及啓発業務につきましては先程申し上げましたけれども、在宅医療講座を私共市の単位ではなく圏域の単位で講座を開始し始めたこと、また市民の出前向け講座というのも30年度から新たに設置いたしまして、私共行政の職員が在宅医療介護を地域の方に知っていただくためにということで、私共行政の職員も地域に出向いて講座のほう開催するようになりました。普及啓発については継続的にこれからも行ってまいりたいと思います。在宅医療については以上です。

事務局

続きまして 5 ページの8認知症施策事業のほうをご覧ください。こちらで A 判定をつけていますのは①認知症サポーター養成事業に関することと②認知症声かけ模擬訓練に関することで、2 つ A 判定をつけさせていただいております。認知症サポーター養成講座につきましては先程もご説明させていただいた通り、独自の活動としましては昨年度小学校、学生さんですね、子ども向け小学生向けに対しての活動の幅を広げることを目標に活動を進めてまいりまして、前年度 29 年度と比べても大幅な実績の向上がみられた事業になりましたので A 判定とさせていただきました。②認知症声かけ模擬訓練につきましては、2 カ所の会場で年間 2 回やらせていただきまして、この事業は県内でもつくば市は早い段階で他市町村と比べても取り組み始めた活動の一つになっております。独自の活動としましては、この声かけ訓練はただ声をかけるだけではなくその前段階として①の認知症サポーター養成講座を対象の区会の区長さんを通しまして開催させていただいて、認知症に関する知識の普及と合わせて対応の仕方についても勉強会をしなが

ら当日の訓練を実施するというところで工夫をして進めてまいりまし たのでA判定とさせていただきました。以上です。

事務局

6ページの10生活支援体制整備事業 についてご説明いたします。 ③地域資源調査・活用検討に関することのところで A 判定とさせてい ただきました。左の欄の評価の指標のところで①高齢者が「利用する 資源」「参加する資源」「地域活動のための資源」を把握するそうい ったことの資源化ということで指標がございますので、実際のところ ふれあいサロンとかの多いところの調査を行って関係者に対してミニ 知識といったところで掲載いたしまして周知することができた。それ と茎崎圏域の二層協議体におきましてサロン見守り活動、その他シル バークラブとか色々な社会資源を白地図に落として一目で分かるよう にした。それとあと最後に、大穂豊里、谷田部西圏域におきまして、 要支援者に対してどういったサービスが必要かというのを個々に向け たアンケートを実施しまして集計いたしました。この辺の取り組みの ところを考慮してA判定、A評価とさせていただきました。以上です。 石塚会長 ありがとうございました。先程私のほうの質問の中でも、質問から見

えてきたものがここに反映されているかなとちょっと思いましたの で、今のところの評定については特には問題はないのかなと。何か委 員のほうから意見ございますか。A の評定に関するところで。先程も 評定基準が前回のは若干ちょっと緩和されているところがあって、独 自の取り組みがなされているっていうところも含めて、まぁこの表現 もちょっと難しい表現だなと思っているんですけども。いずれにして も基準は B なのかなと僕は思っているので、それを下がっていたらま ずいのかなっていうのがありますけども。ご意見ございますか。よろ しいですかね、これについて。それで、一つだけ、もしこの中に、い まあれなんですけど、このあと出てきますけども、自己評価と行政評 価、で今のもイコール行政評価として捉えていいってかたちでよろしいですかね。これはちょっと他の用紙と違いがあるので、今の話の中でそのままイコールで、委員のほうでも確認取りたいのでよろしいですか。じゃ、この評価で。あと、この点ちょっともしかしたらちょっと頑張らないといけないゾーンていうのはありますかね。先程見えないところが全部 B で表現されているんだけど、実はここで迷ったんだっていうのがあれば教えていただきたいんですけど、なければいいです。

- 委員前回と明らかに改善しているってことで、前回よりは厳密に評価しているかなということと、やっぱり数をこなして経験を積んできて明らかに前回よりは違うなと思いますので、ここで問題的はいらないかなという気が私はするんですが。ただ、A評価を自分でするっていうのはきついかなっていうのはあります。なかなか、それだけ自身があるのかなって感じがいたします。
- 石塚会長 そうですね、そこいらが数はまぁ分かりやすいじゃないですか、規模 的な数が。ただやっぱりその中の質の問題がこれから問われてくるん だろうなと思いますけど、まぁそこを表現するっていうのがなかなか 難しいのかなと思います。
- 委員 ちょっとだけあの。ありがとうございます。前回確か、辛いんじゃないかってことで、皆さん色々自分に厳しすぎないかってことでやってるはずだったと思うんですけども、二つだけ、もう評価がこれ出ていると思うんで、他の市とかと、もうだいたい B が標準な感じなんですか。その辺をちょっとお伺いしたかったのと、あと A のところを緩和していただいたってことなんですけど、独自ってなると本当に何かこう独自なところがないと厳しい感じがするので、例えば、"優れたあるいは独自な"とか、ちょっとその辺なんかも一言加えるだけでも分

かりやすくなる感じはちょっとしたんですよね。独自じゃないけど、 ああよくやった頑張ったとか優れたって言えるんじゃないかなってちょっと思ったんですけど。

事務局 ありがとうございます。そうですね、つくば市地域包括の場合、評価 指標自体を自分たちで定め、それに対して独自の取り組みっていうの はなかなか表現しづらいなとは思っていた部分ではあるんですが、山 中先生にいただいたように独自のだけでなく優れた、あとセンターと して力を入れた事業については A 評価が付けられるようなかたちで、 ちょっとまた評価を見直しを継続していきたいと思っております。

石塚会長 前回私のところに来ていただいて、その時評価を見せていただいて、これ難しいよねってすぐ一言だしたんですね。独自っていうのは非常に難しいので、むしろセンターとして努力をしたところとかあるいは独自で取り組んだところがあるとか、より緩和してもいいんじゃないかと思って。これだけ努力してきたんだっていうのを僕はアピールするところが必要なのかなって思うんですね。やっぱり量が確かに増えてきているから質の問題が問われるので、こういうものについては1件だったけどすごいちゃんとやってきたんだっていうのもそれも一つの取り組みだと思うんですよ。そこも含めて今後さらに進めていくといいのかなと思いました。よろしいですか。じゃあ次に、筑波地域のほうの評価お願いしたいです。

筑波包括 はい、筑波地域包括支援センターの自己評価のほうをご説明いたします。資料6をご覧ください。運営体制についてです。事業計画は運営方針に従って作成し、進捗状況も確認しながら目標に向かって実行してまいりました。職員は配置基準を満たし変更もありません。朝夕の引き継ぎや定期の話し合いを実施し、情報共有、問題点を確認しております。困難な事例に対しては複数での対応や直営包括へ相談、協力

を依頼し援助にあたっております。各会議や研修などに参加し、専門 的な外部研修、毎月実施されています法人での研修などに参加、事業 所内の報告や法人への研修報告も実施しております。個人情報保護や 苦情対応にはマニュアルを整備して対応しております。苦情があった ケースに関しましては、速やかに市や法人へ報告を実施しております。 法人内では話し合いを持ち、報告書を提出し、対応の協議、再発防止 に努めております。休日夜間の体制に関しましてはマニュアルを整備 し、携帯への転送で対応をしております。ページをめくっていただき まして、センターの建物設備などに変更はありません。筑波地区窓口 センターからの問い合わせなどもありましたので、地図を作成して活 用しております。今年度からは筑波地区支援型バスの停留所も法人前 に設置されております。総合相談支援事業についてです。独自のパン フレットやかわら版を作成し活用して広報活動を実施しております。 各地区の集会所などを借りての広報、相談会を出張包括として直営包 括の方の協力のもと実施してまいりました。その件に伴って、区長さ んのお宅や民生委員さんのなどへ訪問し関係作りを行っています。各 地区のサロンやシルバー体操などにも訪問し、広報を実施しておりま す。集会所などでの広報の依頼もありまして、こちらのほうも実施し ております。相談に関しましては、相談しやすい姿勢や分かりやすい 説明を心掛けております。内容や支援方法をセンター内で確認し、問 題が止まっているケースや関係者が複雑になっているケースなどは、 計画書を作成してモニタリングを実施して援助にあたっております。 権利擁護事業につきましては、虐待についての相談があったケースは 直営に相談し対応にあたってきました。その後の継続訪問や関係者へ の聞き取りなどを行っております。消費者被害に関しましては、最新 情報をかわら版に載せ注意を促したり、訪問時に情報を確認したりし

ております。また、個別に対応して抑止するように対策を実施してお ります。右ページを見ていただきまして、成年後見制度については、 本人や家族の状況を把握し、市や成年後見センターへ相談し、支援の 実施を行っております。包括的継続的ケアマネジメント事業につきま して、地域の医療機関や関係機関へ出向きケア会議への出席を依頼し ながらセンターの役割や協力を仰いでおります。また、運営会議や地 域医療への会議へ出席し、連携体制の働きかけを実施しております。 ケア会議や意見交換会では、介護支援専門員の情報交換の場となって おり、他の関係者との交流意見交換の場となっております。個別の相 談に対しても、センター内の各専門職が専門的な立場から関わりを持 ち、支援を実施しております。今後も相談に関し、情報収集、ケース 会議を通じて援助を実施してまいります。介護予防ケアマネジメント 事業に関しまして、総合事業に関しては分かりやすい説明を実施して おります。委託先は偏りが無いように選定し、依頼をしております。 提出された資料を確認し、会議を実施、自立支援のケアプランの確認 助言を実施しております。ページをめくっていただきまして、包括的 支援事業(社会保障充実分)についてです。在宅医療・介護連携推進 事業の研修会議への参加を実施しており、また、医療介護関係者から の相談を受け付け、必要なサービス調整、社会資源情報の提供を行っ ております。生活支援体制整備事業では、意見交換会や会議などへ出 席、センターのチラシ部分に事業の説明などを載せて広報を実施して おります。認知症総合支援事業では、養成講座への参加や啓発活動に 参加しております。ケアパスについても、訪問時や来所時の配布、出 張包括での配布を実施しております。今後も啓発活動には積極的な参 加を実施し、ケアパスの配布や認知症初期集中チームも北部地域で活 動が開始されたので、合わせて広報を実施してまいります。以上とな

ります。ありがとうございます。

石塚会長 ありがとうございました。行政評価とまた違うところの説明をいただきたいんですけど。権利擁護事業の②消費者被害の早期発見と防止のところです。行政のほうは A と判断しているんですけど、説明お願いします。

事務局 はい。行政評価につきましては、自己評価をしていただいた内容でヒアリングを地域包括支援課課長ほか4名で聞き取りを行っております。5名の職員のうち過半数の3名以上がA評価をつけた場合ついても行政評価をAとしております。3の②消費者被害の早期発見と防止につきましては、今お話の中にありましたとおりに、個別ケースに対して頻回に訪問等を行ったり、かわら版等を作成しており、独自の取り組みがされており優れていると行政としては判断し、A評価をつけております。

石塚会長 委員のほうでご意見ございますかね。一応 B が多くて、説明上すごく 努力している雰囲気をすごく感じたんですけど、今回この評価でいく のかあるいは、いやこの分もしかしたらもうちょっと上にくるものも あるんではないか、というような感じもちょっと受けながら説明を聞いていたんですけど。よろしいですか。じゃあ、行政のところは今の 感じなので、A 評価にしたという感じで。そうしたら、後からまた話しますけども、かなり努力したことが A になって、その努力が前年度 比較ってなるとまた苦しくなっちゃうので、それも踏まえてこれから も考えないといけないかなと思いますけど。じゃあ、今度は茎崎地区 お願いしたいんですけど。

茎崎包括 はい、お手元の資料7をご覧ください。茎崎包括支援センター、まず 1運営体制のところでは、③3職種の連携・チームアプローチというと ころで、様々ないわゆる困難なケース等については、医療職福祉職の 組み合わせによる複合的評価を意識的に心掛け対応を行っているこ と。また、ご本人の症状や病状、内服状況などからある程度ご本人に ついて必要な医療や今後考えられるリスクなどについても専門職間で 共有を図ったり、例えば認知症なのか高齢期の精神障害なのか、そう いったところのある程度の見立てといってはいいのか分かりませんけ れども、そういったものをつけた上で必要な医療機関選定を支援した りするように心掛けております。④職員の資質向上につきましては、 各職員が作成した相談票を内部ですべて回覧共有させていただいてお ります。実践的な OJT といったところで、ある職員が対応した内容を 他の職員も同じように対応できるように努めていくことを努力してお ります。また、高齢者分野に留まらない各種分野で手の顔つなぎとい ったものもなかなか難しい部分はございますが、意識をして業務にあ たっているということをお伝えしたいと思います。ページめくってい ただきまして、2総合相談支援事業①地域におけるネットワーク構築 業務ですけども、こちらが先程実績のほうでもお話させていただきま したけれども、社協の各種事業、たとえば地域見守りネットワーク事 業やふれあい型食事サービス、シルバークラブとか、色んなルートか ら相談が入るというところですね。あとはその実態把握という部分で すけども、これはあの出来るだけですね、民生委員さんに事前にケー ス情報をいただいてから訪問をしたり、場合によっては民生委員さん と一緒に訪問するほうが効果的と判断した場合には、民生委員さんに ご同行を願ったり。そういった訪問を意識的に行っております。事例 にもよりますけれども、今たとえばヘルパーやデイサービス、訪問看 護といった専門職による支援に加えて、いわゆるゴミ屋敷事例だった んですけれども、茎崎包括が掃除している姿を見て、近隣住民の方か ら自らが何か出来ることはないですかと声をかけていただいて、左隣

の方がゴミ出しを毎回支援してくれている事例とか、左隣の方が伸び 放題になっている庭木の剪定をボランタリーに対応してくださったり とか、本当のセイタカアワダチソウで私の背丈よりも長くなっている セイタカアワダチソウをカットしてくれたりだとか。そういった専門 職による支援に地域住民による支援を加えて、継続できているケース 等もございます。こういった取り組みはまだまだですけれども、今後 も努力しながら続けていきたいと考えております。それから、3権利 擁護業務に移りたいと思います。こちらはまず消費者被害というとこ ろですけれども、たとえば社協事業でさわやかサービスという住民参 加型サービスをやっているんですが、そういったところからも相談が あがってきたりもします。送りつけ商法にこの人かかっているんじゃ ないかといった情報が社協事業を通じて入ってきたり、最近では電力 の自由化とか、令和に入って令和問題とか色々あるんですけれども、 そういったものに関しても最新の見守り新鮮情報など国民生活センタ ーから発行されているものを訪問でも配布させていただいたり、セン ター内でもそういった最新の情報について被害情報についての情報共 有に努めながら対応に努めているところでございます。4包括的・継 続的なケア体制の構築業務につきましては、③個別相談業務のところ で、結構あのご本人の精神状態とか認知症症状が悪化して介護の限界 状況で、しかも内科の病気もあって、内科と精神科併設する医療機関 への入院を支援するっている機会が何度かございました。その場合安 全に本人を搬送するために、精神科救急の移送機関を使わせていただ いたり、結構これお金がかかるんですけども。病院の相談員さんを介 して入院の受け入れ可否の調整をさせていただく機会などがたびたび ありました。あと中には、中にはと言いながらここのところ続いてい るんですけども、高齢者で様々な事情で勤めていた会社が潰れてしま

った、もう今そこには住んでいられない、本人は認知症がある、明日 から住む場所に困るといったご相談であるとか。そういった時に無料 定額宿泊所との連携事例、これ初めてでしたけども、そういった新た な支援機関と協働する機会もあって、相談実践を作ることができたと いう意味では新たなネットワーク構築ということで茎崎包括にとって も財産になっているかなと感じています。5介護予防マネジメントに ついては、現状 190 件まで利用者が増えてきておりますので、その受 け皿の拡大という意味で近隣市町村まで手を広げてなるべくお待たせ しない対応訪問を心掛けていければと考えております。最後の6包括 的支援事業(社会保障充実分)につきましては、各種研修の機会を市 包括の方が一生懸命作られていらっしゃるので、そういった機会にで きるだけ参加をさせていただいて、そこでの顔つなぎを実際の相談の 中でも今後も生かしていきたいと思います。認知症総合支援事業に関 して、認知症診断が必要な方への医療機関への繋ぎというところでも、 初期集中に繋いだケースのケース件数としては少ないんですけども、 日々の相談業務の中で総合病院の神経内科とか、あるいはかかりつけ 医を介して認知症の専門医に繋げる機会であったりとか、認知症疾患 センターを利用させていただいたりとか。そういったところで要介護 認定を申請を行うための主治医をまず作らなくてはいけない支援とい うのが少なくないので、そういったところにも力を入れさせて対応さ せていただきました。あと認知症に関しては、実際、茎崎は徘徊保護 事例も多くて、地元の茎崎交番の署長さんとよく電話でお話をする機 会が多いです。で、その保護されてしまった当日であるとか翌日に、 市の包括やあるいは茎崎包括に直接連絡をいただく場合もございます けれども、自宅でご本人状況の確認を実施させていただいて、市のほ うで行っている徘徊 SOS 登録であるとか、そこから認知症の確定診断

への支援、要介護認定の申請、ケアマネ選定等、そういった場面でも 必要時民生委員さん等とも連携を図りながら、地域の関係者額が聞く 関係者との中で関わっている事例も複数ございます。圏域別ケア会議 等でも、できるだけそういった地区担当民生委員さんなどにも必要が あれば参加をしていただきながら、関連する事業やテーマについても 連携するよう努めさせていただきました。以上、茎崎包括からになり ます。

石塚会長 ありがとうございました。全体的には総合相談支援事業のところが総合 A ということで、さっきのネットワークについての説明が事前にありますしたが、この評価について何かご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。じゃあ、これはこれでよろしいですね、承認というかたちでね。一つだけお聞きしたいとか、先程の権利擁護の事業の消費者被害の早期発見と防止のところについては、行政は A のところに変更しているんですけど、つくば市自体のところは B で評価してますよね。それはそこで比較があった上でのこの A というかたちなんですか。もしかしたらつくば市のほうも地域包括支援も実は A ではなかったんではないかって。評価しかないかな。

事務局 評価の部分については各センターごとに行っていまして、比較はおこ なってはおりません。

石塚会長 まあ、あの行政評価のところがなっているのでふと思ったんだけど。 そこだけが共通の茎崎と筑波、あの、地域がね両方行政評価がなっているので、ふと、ということはどうなったのかなと思いながらも見ていましたけれども。まあ、そちらについてはそちらにお任せしたいと思います。他にご意見ございますか。よろしいですか。じゃあ次に進めていきたいんですが、今度は方針のほうですね、進めていきたいと思いますけども。これも各部門部門でいただければと思います。では よろしくお願いします。

事務局

つくば市地域包括支援センター運営方針についてご説明させていただ きます。運営方針につきましては、各センターの事業計画を作成する 時の基本となるような方針になります。昨年度までは年度ごとに方針 を作成しておりましたが、方針が毎年ごとに変わってしまうのも良く はないということで、今年度につきましては年度を外しまして必要時 に改定していくというかたちでとらせていただいております。昨年度 からの変更部分につきましては、見え消しで記載させていただいてお ります。1ページ開きましたところに、地域包括支援センターの目的の 中で、元々高齢者が住みなれた地域で暮らせるようにということで記 載がありましたが、地域住民という風に記載させていただいておりま す。これの理由につきましては、地域包括地域支援事業の実施要項の 中でですね、地域共生社会の観点に立った包括的支援の実施、地域共 生社会の実現に向けてという部分が追加されておりまして、複合化複 雑化した課題を持っている個人や世帯に対して適切な支援が行えるよ うに、高齢者から、障害のことはちょっとできないよといったかたち で支援が途切れるのではなくて、必要な機関に繋いだ上で自分たちも 積極的に必要に応じて適切な支援機関に繋ぐようなかたちでセンター として動いていきたいという部分で、地域住民という風なかたちで変 更させていただいております。以降、高齢者の部分を住民と変えてお ります。4ページの2総合相談支援事業につきましては、先程と同じよ うな理由で必要な相談機関に繋げるっていうかたちでそこを追加させ ていただいております。5ページ、権利擁護事業につきましては、30 年度10月よりつくば成年後見センターをつくば市地域包括支援課と障 害福祉課合同で委託しておりますので、そういった部分追加させてい ただいております。他の部分につきましては、昨年度同様となってお ります。大きな制度変更がない限り、そういった運営方針にしたいと 考えております。よろしくお願いいたします。

石塚会長 はい、ありがとうございます。資料に基づいてご説明ありました。何かこの点についてご質問等ございますか。基本的にはこの方針に基づいて事業計画が作られるかたちになるし、国の施策の中でつくば市はどういう位置づけになっているかというのはこれからだと思うんですけど、先程言った時、あまり方針というのは変わるものではないですね。まあ、見直しっていうのは必要かなと思いますけども。基本理念の中でしっかりと組み立てていって、その事業の中がまずちゃんと成立しているかっていうが問題なので。これを基にして今後も進めていくっていうかたち。委員のほうからいかがですかね。よろしいですか。では、この運営方針が説明されたので、今度は事業所のほうで今回の事業計画っていうのでアから才までありますけど、それぞれつくば市、筑波地域、大穂、谷田部西、茎崎というかたちで簡単に説明していただければと思います。よろしくお願いします。

【地域包括支援センター事業計画について】

事務局 はい、では資料 9 2019 年度つくば市地域包括支援センター事業計画に ついて説明させていただきます。昨年度と変更のあった部分について 中心に説明させていただきます。今年度の、1 ページめ運営体制の部分 について説明させていただきます。今年度からは委託地域包括支援センターが 2 カ所増えております。また、在宅介護支援センター(ブランチ型)というかたちでつくば市の包括のブランチとして活動していただくセンターが 3 カ所、また委託地域包括支援センターが設置されたエリアについても在宅介護支援センターを設置しておりまして、委託包括を支援するようなかたちでセンターを設置しております。続きまして 3 ページのほうに移ります。権利擁護事業アになります。成年

後見制度の利用促進の部分につきましては、つくば市成年後見人等支援金支給要項というものがあったんですが、今年度につきましては後見人さんがより利用しやすい体系に一部改正していきたいと考えております。また、先程も説明した通り30年度より委託しておりますつくば成年後見センターの業務を拡大しまして、今年度につきましては市民後見人養成講座についてもお願いしております。続きまして、ページ番号5のほうから説明させていただきます。3)認知症総合支援事業の中で、今年度よりとよさと病院に委託しまして、つくば市北部認知症初期集中支援チームを開始しております。続きまして4)地域ケア会議推進事業の中で、ア、イ、エになってしまっておりますが、エのつくば市自立支援型個別ケア会議というものを今年度より開始していっております。要支援の方の生活行為の課題を明確化し、課題の解決を行うことによって状態の改善を導いて生活の質の向上を目指していきたいと考えております。昨年度と大きく変更があった部分について中心に説明させていただきました。以上になります。

石塚会長 じゃあ、これいっきに全部やっちゃいます。次、筑波地域お願いします。

す。

筑波包括 はい、平成31年度筑波地域包括支援センター事業計画をご説明いたします。資料の10をご覧ください。ページをめくっていただきまして、 筑波圏域の高齢者が圏域の特性を生かし自分らしい生活が継続できる ことを考えて、業務にあたってまいります。親類関係や近隣の関係性 を大事にして援助にあたってまいります。運営体制は記載の通りです。 業務実施内容をご説明いたします。包括的支援事業の総合相談支援業 務では、地域におけるネットワークを大切に考え広報を実施し、地域 活動を通じて関わりを深めてまいります。引き続き出張包括としての 活動を継続し、地域の関係者や高齢者との関わりを行っていきたいと 思っております。地域ケア会議の開催で、関係者、関係機関と連携を 図ってまいります。地域の方々と協力連携し、高齢者の実態把握、支 援を継続的に実施してまいります。ページをめくっていただきまして、 権利擁護業務ではポスターやパンフレットを活用し、啓発広報を実施 してまいります。相談に関しましては、直営包括、成年後見センター などの協力を仰ぎ、課題の把握や問題解決を図ってまいります。包括 的・継続的ケアマネジメント支援業務では、地域ケア会議を通じて介 護支援専門員、地域の関係機関との連携を実施してまいります。介護 支援専門員に対して、総合事業などでの支援や助言と共に日々の相談 を通じて課題を把握し援助を実施してまいります。包括的支援事業(社 会保障充実分)では、会議、研修会などを通じて地域の一員として協 力してまいります。また、地域の関係者や高齢者、ご家族に対して啓 発活動を実施してまいります。地域ケア会議は、直営に協力を仰ぎ実 施してまいります。各関係者との多職種連携を図り、地域課題の抽出、 社会資源の把握、開発に繋げていきます。総合事業では、介護予防の 重要性や啓発活動を行ってまいります。サービスご利用者に対しては、 事業を包括的効率的に提供されるよう援助を実施してまいります。指 定介護予防支援事業では、介護予防サービス計画に基づき適切なサー ビス提供が確保されるよう関係機関との連絡調整を実施してまいりま す。以上となっております。

石塚会長 はい、次は大穂豊里地域。

大豊包括 大穂豊里地域包括支援センター井ノ口と申します。資料11令和元年度大穂豊里地域包括支援センター事業計画(案)を述べさせていただきます。本年度より、医療法人社団筑波記念会で大穂豊里地域包括支援センターの業務をつくば市より受託いたしました。大穂豊里圏域は高齢化率、認定率ともに、茎崎、筑波地区に続いて高い数値を示して

います。大穂豊里圏域の高齢者が住みなれた地域でその人らしい生活 を継続できるように、必要な支援を包括的に行っていくための新しい 拠点として役割を果たしていきたいと考えております。運営体制です が、当センターでは主任介護支援専門員、経験のある看護師が各1名、 社会福祉士を常勤 1 名、非常勤 1 名を配置しております。業務内容に ついてですが、包括的支援事業の総合相談支援業務に関して、地域へ の広報活動、地域ケア会議等を通して関係者や関連機関と連携を図る ための活動、社会資源の把握と活用できる取り組みをしていきます。 また、実態把握や総合相談を通して個々の相談に応じていきます。権 利擁護業務では、成年後見制度の理解を深め利用促進を心掛けていき ます。また、高齢者虐待の対応に関して、市の高齢者虐待防止マニュ アルに基づいた対応を行い、市とも連携を図っていきます。また、消 費者被害についても職員の知識と理解を深め、関連機関と連携を図り 対応していきます。包括的・継続的ケアマネジメント支援業務につい て、圏域別ケア会議を通して関連機関との連携を支援していきます。 また、つくば市ケアマネージャー連絡会、主任介護支援専門員連絡会 等に参加し、地域での介護支援専門員のネットワーク活用を図ってい きます。日常的な個別指導や相談にも応じ、困難事例への相談助言も 行っていきます。次に包括的支援事業について、在宅医療・介護連携 推進事業への協力をしてまいります。研修会や会議に参加していくと ともに、当センターが医療法人である特徴を生かして医療法人との連 携がスムーズに図れるように積極的に働きかけを実施していきます。 現在内容方法を検討中です。次に生活支援体制整備事業への協力につ いて、3月まで在宅介護支援センターの立場で準備説明会から参加させ ていただいていましたので、今後も地域の一員として参加し、事業の 促進を図っていきます。また当センターには認知症キャラバンメイト

がおりますので、認知症総合支援事業への協力も継続して行っていきます。続いて総合事業に関して、介護予防・生活支援サービス事業への協力、一般介護予防支援事業への協力を実施していきます。最後に指定介護予防支援事業についてですが、関係機関等と連携を図り、対象者が介護予防計画のもとで介護予防サービス等が適切に利用できるように連絡調整を行っています。つくば市の指導のもと、またセンター職員のこれまでの経験やネットワークを活用して、地域の高齢者のために活動していきたいと思います。以上、大穂豊里地域包括支援センターの事業計画となります。よろしくお願いいたします。

石塚会長 はい、じゃ谷田部西。

谷西包括 はい、資料12になります。谷田部西地域包括支援センター事業計画 (案)ということでご報告させていただきます。谷田部西地域包括支 援センターは社会福祉法人筑南会が本年度 4 月より受託をして活動す ることになりました。谷田部西地域の高齢者の概況ということで書い てございますけれども、圏域の特徴として私たちのセンターで抑えて いるところは、歴史のある農業地域等を中心とした地区や TX みどりの 駅、万博記念公園駅周辺の開発地区等それぞれの地区の特徴がみられ ておりまして、また、全域的には人口の出入りが多くて高齢者の生活 実態が急速に変化し、その中で支援の必要性がある高齢者が増加する ことが考えられています。このような地域の特性をしっかり踏まえて 各地域ごとの、地区ごとの特徴を踏まえた活動が必要になってくると 考えております。谷田部西圏域の高齢者を対象として、心身の健康の 保持、及び生活の安定のための必要な援助を包括的に行って住みなれ た地域で安心して過ごすことができるように初年度にあたり以下のよ うに運営体制を整備してまいりたいと思っております。運営体制とし ては社会福祉士、主任介護支援専門員、経験のある看護師ということ

で1名ずつ専従体制になっております。また、ケアマネジメント業務 のところで介護支援専門員が兼務で 1 名配置されております。Ⅱ事業 実施内容としましては、包括的支援事業としまして、総合相談支援、 地域におけるネットワークの構築ということになっております。これ に関しては谷田部西圏域において、以前ありました在宅介護支援セン ターがなくなりました。西地域を担当するセンターとしては、この西 包括支援センターのみになっております。その上でも、地域における ネットワークの構築というのが大変重要になってくると思っておりま す。日常の相談業務でのチラシの配布や、民生委員児童委員連絡会等 への参加とか、地域の各関係機関への訪問等によって初年度にあたっ て積極的に広報活動を行って谷田部西地域包括支援センターの周知に 努めてまいりたいと思います。特に、西地域包括支援センターの位置 がですね、やや東地区に位置しておりますので、西部とかあと大穂豊 里地区に近い地区の関係機関との関係性も深める取り組みということ で、独自にネットワーク作りをしていきたいと思っております。地域 の社会資源を市作成資料の活用、地域の関係者からのインフォーマル な社会資源も含めて情報把握に努めて、職員間の共有に適切な情報提 供を行えるようにしていきたいと思っております。それから、つくば 市地域包括支援課から依頼のあった高齢者台帳に基づく実態把握に調 査協力をいたします。旧圏域在宅介護支援センターが訪問活動対象と なっていたケースについても引き継ぎを行っておりまして、関係構築 に努め実態把握を行ってまいりたいと思っております。日々の相談活 動、関係機関、地域の関係者等と協働して新たな対象者含めて必要な 実態把握を行ってまいります。次2)に移りますけれども、権利擁護に ついては、成年後見制度の利用促進、それから高齢者虐待への対応に ついてもそれぞれパンフレットと、それからつくば市の虐待防止マニ

ュアル等を参考にしながらですね、それぞれの相談に応じて対応を行 っていきたいと思っております。その他、これら高齢者虐待への対応 についてはですね、啓発のために予防や早期発見に繋がるようにして いくように、ポスターの掲示パンフレットの活用等を行ってまいりま す。その他に、つくば市虐待防止ネットワーク実務者会議とか、権利 擁護研修会の参加を積極的に行って、対応業務の質の向上を図ってい きたいと思っております。消費者被害の防止についても、地域の関係 者等から情報収集に努めて消費者生活センターと連携をして問題解決 を図ってまいります。包括的・継続的ケアマネジメントについてです けれども、谷田部西圏域ケア会議を開催してその中で介護支援専門員 地域の関係機関との連携を図ってまいります。介護支援専門員が介護 保険サービス以外のインフォーマル社会資源を活用できるように情報 の把握提供に努めてまいります。それから、地域における介護支援専 門員のネットワークの活用を図ってまいります。日常的な個別指導相 談として、介護支援専門員に対して個別相談の対応や居宅サービス計 画作成、ケアマネジメントにおける課題等、相談援助等の支援を行っ てまいりたいと思っております。それから、困難事例等の相談援助も 行ってまいります。包括的支援事業(社会保障充実分)として、在宅 医療とか介護連携推進事業への協力、生活支援体制整備事業への協力 を行ってまいりますが、生活支援体制整備事業については今年度準備 会が 6 月に開かれるということになっておりますので、そちらのほう の谷田部西地域の生活支援体制整備事業の準備会のところから参加を して、地域の方との連携を深めたり、そちらのほうで様々な地域課題 について把握していきたいと思っております。認知症総合支援事業に ついては、キャラバンメイトの役員会への参加等も実際行っておりま すので、その他認知症カフェへの参加、認知症サポーター養成講座開

催の協力を行ってまいります。ポスターやパンフレットを活用して、 認知症の初期集中チームへの連絡、活用、連絡調整を行ってまいりた いと思います。地域ケア会議推進事業への協力も行ってまいります。 つくば市の地域ケア会議、谷田部西圏域のケア会議の会議を 2 ヶ月ご とに開催してまいりたいと思っております。総合事業としまして、介 護予防・生活支援サービスについて、介護予防ケアマネジメント事業 として要支援者の及び日常生活支援総合事業対象者に対して、介護予 防及び日常生活支援を目的として心身の状況や環境等において高齢者 本人の選択に基づいた介護予防や生活支援サービス事業等が包括的か つ効率的に提供されるように必要な援助を行ってまいります。4指定 介護予防支援事業ですね、介護保険における介護予防給付の対象とな るよう要支援認定者及び基本チェックリストによる事業対象者が、介 護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるように、その心 身の状態、その置かれている環境等を勘案して、介護予防サービスの 作成をしてまいります。この提供が確保されるように適切に行われる ように関係機関との連携を行ってまいります。Ⅲ職員の協働性と資質 向上ということで、西包括支援センターではあげております。まだま だちょっと未熟なものですから、総合相談をする始めている各事業に おけるセンター各職種間のチームアプローチを大切にしながら、私た ちの実力をつけるためにも各種研修会への参加を強めていきたいと思 っております。また、つくば市の地域包括支援課との連携を図りなが ら、指導いただきながら、資質向上に努めてまいりたいと思っており ます。以上です。

石塚会長 はい、引き続き茎崎いってください。

茎崎包括 茎崎包括支援センター、よろしくお願いいたします。資料は13になります。めくっていただきまして、圏域概要は記載の通りなんですけ

れども、そこに数字は載せておりませんが65歳以上の単身高齢者とか 高齢者夫婦世帯の占める割合が、全世帯に占める割合が32,8%と計算 したんですけども、断トツで高いっていうのが特徴としてあることを 付け加えたいと思います。運営体制なんですが、先程市包括の板倉補 佐のほうからもご説明ございましたけれども、第一期の委託期間が本 年9月30日で満了となるため、第二期も事業継続ができるよう一期目 の実績をもとに公募型プロポーザルに参加意向表明を行っているとこ ろでございます。それらを踏まえて人員体制も少し変化しておりまし て、社会福祉士のところに兼務が 1 名配置されておりますけれども、 現状は茎崎支部職員ということでの配置となっております。それは第 二期目のプロポーザルを視野に入れた人員配置となっていることを付 け加えたいと思います。業務内容につきましては皆様方とかぶる部分 が多いですので、特徴的な部分だけご説明したいと思います。1の(ウ) 地域の社会資源の把握と活用では、社協事業の繋がりを生かした茎崎 支部職員との連携を常に心掛けて対応していくというところ。ウ総合 相談支援のところでは、速やかな受診支援というところで、直接先生 とお会いするっていうのは貴重な機会だと思っておりまして、受診の 動向などを通じて一つずつですけれどもそういった関係性を強化して まいりたいなと考えております。あと(2)権利擁護業務につきまし ては、アの部分で昨年30年10月から社協に成年後見センターを市の 業務として受託しておりますので、そちらのほうとも必要に応じて共 働するなど連携対応に努めるというところ。それから高齢者虐待対応 につきましては、市の職員さんの中で茎崎地区の担当職員さんとの共 働を基本に対応を継続していければというところを申し上げたいと思 います。あとは最後にですね、最後のページ4指定介護予防支援事業、 件数が非常に増えているというところもありますので、今後の担い手

の適切な確保という意味で近隣市町村にも連携の輪を広げて対応して いければということをお伝えさせていただいて、簡単ではございます が事業の計画の説明とさせていただきたいと思います。以上です。

石塚会長 はい、ありがとうございました。各事業所の支援センターのほうから 事業計画ということで報告がありました。大穂豊里地区はこれからと いうところもあるし、それから谷田部西もこれからですので。まずは、 つくば市の地域包括支援センターの指示とか色んな意見をもらって進 めていただきたいなと思います。あとモデル地区としては茎崎地区が ひとつのモデル地区地域になっているので、これについての色々な回 答案を作っていかなければいけないかなと。高齢者のところ考えた時 に、茎崎が一つのポイントになるかなと思います。それから、言葉の ところなんですけど、もう地域包括支援の場合は子どもから大人まで 高齢者までっていうかたちなんで、去年までは高齢者ってことでずっ と言ってきましたけれども、地域住民というのが今回対象になってい ますので。もし、地域の高齢者と書かれているところを地域住民と変 更していただきたなとは正直なところですけども、このことについて は前から言われていることなので、ぜひお願いしたいなという点もご ざいます。それぞれ事業計画として報告ありましたけども、よろしい でしょうか。今回の評価のものとか課題とか色々あると思うんですけ ども、それをまとめていって蓄積していって、あくまで地域住民が住 みなれた社会を作るというのが本来の目的なので、実は先程その相談 件数が多いのがいいって訳ではなくて、実は少ないほうがいいですよ ね。最後には、なくなってきましたっていうことがあれば、それにこ したことはないなって。だから多いことがいいってことではなくて、 これが逆に少なくなることによって地域が安定したという表現、評価 もすることができるので。そこらの件数だけが多いほうがいいわけじ

やないと思います。一応事業計画について、よろしいでしょうか。ということで、事業計画のところまできました。あとこの後に、地域包括支援センター委託情報について事務局からお願いしてよろしいですか。

事務局 はい、当日資料No.1をご覧になってください。つくば市の地図が載っ ている A4 判の横になっているものですね、カラーのほうになります。 現在、地域包括支援センター、筑波地区、茎崎地区は平成 29 年 10 月 に設置しまして、大穂豊里、谷田部西地区は31年4月に設置しており ます。32年4月には桜地区と谷田部東圏域の2カ所に設置したいと考 えております。地図の裏を見てもらいまして、ちょっと見づらいんで すけども、一番上のところの大穂豊里圏域と谷田部西圏域は昨年度 10 月からプロポーザルをやりまして、4月から2カ所設置しております。 真ん中の茎崎圏域筑波圏域に関しては現在委託中ですけれども、今年 度の9月いっぱいで契約満了になります。それに伴いまして今年度の4 月よりプロポーザルを現在実施しておりまして、今後 7 月の選定委員 会に選定されてからさらにまた委託というかたちになります。谷田部 東と桜圏域に関しては、10月頃からプロポーザルの公表実施を致しま して、年末から年明けまでには事業者を決定しまして来年の令和 2 年 の4月に2カ所設置していきたいと考えております。以上が委託スケ

石塚会長 はい、ありがとうございました。よろしいですかね、これに対しての質問等については。あくまで計画なので、より充実して7圏域をしっかりとやっていこうということですので。ということで、ここまでの説明がありました。他に聞いておきたいところとかございますか。よろしいですか。ということで、その他というところがありますけども、もしここで吟味しておきたいとかありましたらお願いしたいんです

ジュールとなっております。

が、よろしいですね。

事務局

その他の部分で事務局より、地域包括支援課の金山のほうからご説明 差し上げます。当日資料No.2というものをお手元にご用意お願いいた します。令和元年10月消費税増税に伴いまして、介護予防支援及び介 護予防ケアマネジメント費の報酬の改正というところで厚労省のほう から告示ならびに通知のほうがありましたので、簡単にご説明差し上 げます。資料に記載されている通りですが、増税に伴いまして支援費 ならびにマネジメント費のほうが 1 単位増となっております。それに つくば市のほうが1単位が10,7となっておりますので、かけまして4611 円が介護の報酬となります。これを委託している居宅介護支援事業所 のほうに委託料として支払うことを予定しておりますのでよろしくお 願いいたします。以上になります。

石塚会長 はい、ありがとうございました。よろしいですか、これについてはこ のようになりますということで、令和元年10月から10%税率に基づい た改正報酬になります。ということで、その他の審議事項がなければ これで私のほうの役割は終了して、事務局のほうに戻したいと思いま すけどよろしいですね。

事務局

はい、石塚会長どうもありがとうございました。以上をもちまして、 令和元年度第一回つくば市地域包括支援センター運営協議会を閉会と させていただきます。本日は長時間に渡りご協議いただきましてあり がとうございました。

つくば市地域包括支援センター運営協議会委員名簿

期間:2019年4月1日~2021年3月31日

	氏 名	肩書	所属・団体
1	守谷陽子	第1号被保険者	つくば市民生委員児童委員連絡協議会
2	挾間 絵里	第2号被保険者	つくば市民生委員児童委員連絡協議会
3	岩﨑 学	会長	つくばケアマネジャー連絡会
4	山田 直人	生活相談員	つくば市地域密着型サービス連絡協議会
5	鈴木 利弘	施設長	つくば市特別養護老人ホーム連絡会
6	飯泉 孝司	会長	つくば市民生委員児童委員連絡協議会
7	稲葉 光正	事務局長	つくば市社会福祉協議会
8	成島 淨	理事	つくば市医師会
9	加園 真樹	理事	つくば市歯科医師会
10	山中 克夫	准教授	筑波大学
11	石塚 和重	教授	筑波技術大学

- つくば市地域包括支援センター運営協議会設置要項
 - 第3条 運営協議会は、11人以内の委員をもって構成する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから構成する。 (1) 介護サービス若しくは介護予防サービスに関する事業者又は医師、歯科医師、看護師、介護支援専門員、機能 訓練指導員その他の職能団体の者
 - (2) 介護サービス若しくは介護予防サービスの利用者又は介護保険の第1号被保険者及び第2号被保険者
 - (3) 介護保険以外の地域資源、地域における権利擁護、相談事業等を担う関係者
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、地域ケアに関する学識経験を有する者
 - (5) その他市長が必要と認める者

つくば市地域包括支援センター運営協議会設置要項

(設置)

第1条 つくば市の設置する地域包括支援センター(以下「支援センター」という。) の公正を期し、及び中立性を確保し、並びに円滑かつ適切な運営を図るため、つくば市地域包括支援センター運営協議会(以下「運営協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

- 第2条 運営協議会は、次に掲げる事項を協議する。
 - (1) 支援センターの設置及び運営に関すること。
 - (2) 支援センターの職員の確保に関すること。
 - (3) その他支援センターに関し市長が必要と認める事項に関すること。

(構成)

- 第3条 運営協議会は、11人以内の委員をもって構成する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから構成する。
 - (1) 介護サービス若しくは介護予防サービスに関する事業者又は医師、歯科医師、 看護師、介護支援専門員、機能訓練指導員その他の職能団体の者
 - (2) 介護サービス若しくは介護予防サービスの利用者又は介護保険の1号被保険 者及び2号被保険者
 - (3) 介護保険以外の地域資源、地域における権利擁護、相談事業等を担う関係者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、地域ケアに関する学識経験を有する者
 - (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合に おける後任者の任期は、前任者の残任期間とする。 (会長及び副会長)

- 第5条 運営協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、運営協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、そ の職務を代理する。

(会議)

- 第6条 運営協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長は、 会議の議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の 出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めること ができる。

(庶務)

第8条 運営協議会の庶務は、保健福祉部地域包括支援課において処理する。

(補則)

第9条 この要項に定めるもののほか、運営協議会の設置及び運営に関し必要な事項は、運営協議会が別に定める。

附則

この要項は、公表の日から施行する。

附則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

令和元年度第1回つくば市地域包括支援センター運営協議会 次第

日時: 令和元年(2019年) 5月27日(月) 14時~

場所:つくば市役所本庁舎2階 職員研修室2

- 1 開 会
- 2 会長選出
- 3 あいさつ
- 4 議 題
 - (1) 平成30年度地域包括支援センター事業報告について
 - ア つくば市地域包括支援センター事業実績報告
 - イ 筑波地域包括支援センター事業実績報告
 - ウ 茎崎地域包括支援センター事業実績報告
 - (2) 平成30年度地域包括支援センター評価について
 - ア つくば市地域包括支援センター評価
 - イ 筑波地域包括支援センター評価
 - ウ 茎崎地域包括支援センター評価
 - (3) つくば市地域包括支援センター運営方針について
 - (4) 2019 年度地域包括支援センター事業計画について
 - ア つくば市地域包括支援センター事業計画
 - イ 筑波地域包括支援センター事業計画
 - ウ 大穂豊里地域包括支援センター事業計画
 - エ 谷田部西地域包括支援センター事業計画
 - オ 茎崎地域包括支援センター事業計画
 - (5) 地域包括支援センター委託状況について
- 4 閉 会

平成30年度 つくば市地域包括支援センタ・ 事業実績報告

報告内容

1 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)

1-1 総合相談支援業務

- 1-2 権利擁護業務
- 1-3 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- 2 包括的支援事業(社会保障充実分)
 - 2-1 在宅医療・介護連携推進事業 2-2 生活支援体制整備事業
 - 2-3 認知症総合支援事業
- 2-4 地域ケア会議推進事業
- 3 介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)
 - 3-1 介護予防・生活支援サービス事業
 - 3-2 一般介護予防事業
- 4 任意事業
 - 4-1 成年後見制度利用支援事業
- 4-2 認知症サポーター等養成事業
- 5 指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント
 - 5-1 指定介護予防支援事業
- 5-2 介護予防ケアマネジメント

1 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)

総合相談支援業務

総合相談支援(平成30年3月末現在)

様々な相談を受けて、的確な状況把握を行い、必要な情報提供や関係機関を紹介する とともに、継続的な関与や緊急性対応が必要な場合は、個別の支援を行う。

	相談者数	相談延件数
つくば市地域包括支援センター	1,499名 (前年比121.4%)	2,196件 (前年比115.5%)
在宅介護支援センター(7ヵ所)	363名 (前年比69.9%)	1,450件 (前年比61.3%)

()内の数値は在宅介護支援センター実績 【相談内容(延件数)】* 重複あり

介護・日常生活に関する相談 サービスの利用に関する相談 医療に関する相談

所得・家庭生活に関する相談

143件(419件)

2,536件(971件) 権利擁護に関する相談 170件(3件) 苦情相談

29件(2件)

150件(106件) 214件 (61件)

その他 61件(410件)

計 3,303件(1,972件)

1-1 総合相談支援業務

地域におけるネットワークの構築

地域包括支援センター広報活動

- 民生委員児童委員連絡協議会(市内全地区)
- まつりつくば / おひさまサンサンいきいきまつり
- 広報誌、市ホームページにて相談窓口の周知

圏域別ケア会議を活用した地域の関係者・関係機関との連携強化

- つくば市地域ケア会議:2回開催
- ・圏域別ケア会議:33回(市内全地区) *2月末現在 →総合相談地区担当者が出席し、顔の見える連携強化

地域の社会資源の把握および活用

- ・ガイドブック「高齢者の地域包括ケアのためのミニ知識」改定 →地域のサロン情報、認知症ケアパス(関係者向け)
- 介護サービス事業者ガイドブック「ハートページ」の作成 →市民、医療機関、介護事業所等に配布
- 在宅医療と介護のサービスマップの作成





1-1 総合相談支援業務

実態把握

高齢者や地域の課題やニーズを把握し、必要時に適切なケアを受けられる地域作りをします。

委託包括支援センター14件+在宅介護支援センター37件=計51件依頼

平成29年度台帳 からの対象者 平成29年度高齢者台帳から抽出された高齢世帯195名の対象者に訪問

(平成29年度高齢者台帳から抽出された独居世帯は平成29 年度中に訪問済み)

1-1 総合相談支援業務

実態把握(新規事業)

【高齢者台帳の情報に基づく実態把握】

目的 概要

- 民生委員が作成する高齢者台帳の質問項目から「閉じこもり」「生活能力の低下」「認知機能の低下」「家族や社会的つながりが希薄」等、なんらかの支援が必要と思われるケースを訪問し実態把握を行う。
- 情報収集を行い、緊急性の判断と対応を検討し、必要に応じて閉じこもり予防の支援、日常生活や疾病予防の指導、介護保険サービス等の利用につな

平成30年度 【訪問実施者】

*独居 122名

平成30年度【訪問実施者】

*高齢者世帯 223名



訪問結果 独居67名が継続訪問 高齢世帯58名が継続訪問

1-2 権利擁護業務

◆ 虐待が関連する相談延件数

54件

◆ 養護者における高齢者虐待通報受理件数 うち、虐待と判断した事例 17件 (筑波、茎崎圏域を除く)

O件

【虐待類型】

身体的虐待: O件 / 介護放棄: O件 / 心理的虐待: O件

経済的虐待: O件 / 性的虐待: O件

◆ 養介護施設従事者等による高齢者虐待通報受理件数 1件 うち、虐待と判断した事例 O件

【虐待類型】

身体的虐待: O件 / 介護放棄: O件 / 心理的虐待: O件

経済的虐待: O件 / 性的虐待: O件

◆ つくば市虐待防止ネットワーク運営委員会:1回 【議題】

- ・平成29年度つくば市虐待防止事業報告
- ・平成30年度つくば市虐待防止事業計画
- ・虐待対応ケース振返りと評価

高齢者虐待への対応

1-2 権利擁護業務

高齢者虐待への対

応

- ◆ つくば市虐待防止ネットワーク実務者会議(高齢者専門部会):2回 【第1回】
 - ・高齢者虐待対応事例の評価について
 - ・介護支援専門員向け高齢者虐待通報の流れについて

【第2回】

- ・養介護施設向け虐待防止テキストについて
- ・介護支援専門員向け高齢者虐待相談の手引きについて
- ・つくば市高齢者虐待対応マニュアルについて

【権利擁護及び高齢者虐待研修】

- ◆ 地域密着型サービス事業所連絡会
 - 平成30年10月15日(月) 18:00~20:00

研修「高齢者の権利擁護と高齢者虐待の防止のために」 グループワーク「不適切ケアの自己チェックと改善策の共有」

参加名数:50名

1-2 権利擁護業務

老人福祉施設等へ の措置の支援	◆ やむを得ない事由による措置 0件
成年後見制度の利 用促進	◆ 成年後見制度に関する相談 延82件(平成31年3月末現在) ◆ 成年後見相談業務、法人後見業務、制度の普及啓発をつくば市社会 福祉協議会に委託し、「つくば成年後見センター」を設置
消費者被害の防止	◆ 多重債務者対策に係る関係部局とのネットワーク会議 日時: 平成30年9月28日 議題: 1. 平成29年度つくば市における多重債務の状況 2. 多重債務に陥る原因について、多重債務の相談から解決 までの流れ、債務整理の方法 3. 各課における多重債務の早期発見と多重債務者への支援 について

1-3 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

包括的・継続的な ケア体制の構築	◆ 圏域別ケア会議をとおした介護支援専門員と関係機関との連携構築支援 ●圏域別ケア会議開催件数:36回 ●介護支援専門員参加状況:延人数316名 参加率約52%
	◆ インフォーマルサービス情報(サロン)を新規掲載した「地域包括ケアの ためのミニ知識」を作成し、市内外の居宅介護支援事業所に配布。
日常的な個別指 導・相談	◆ 介護支援専門員に対する個別相談の対応、専門的な見地から個別指導、 相談対応を実施 延234件
困難事例等への 指導・助言	◆ 介護支援専門員が抱える困難事例について、解決に向けた担当者会議を 支援し、各専門職の見解を示し具体的な支援方針を検討し、指導助言等 を実施
	延40件

1-3 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域における 介護支援専門 員のネットワー クの活用

- ◆ つくば市ケアマネジャー連絡会を支援し、つくば市居宅介護支援事業所連絡会及びつくば市主任介護支援専門員連絡会において定例会を開催
- ◆【内容】 * 抜粋

「障害者総合支援法及び障害福祉サービスについて」 「精神科 アウトリーチ事業について」

「神経難病について」

「難病に関する制度及び現在の状況について」

「ケアプランチェックについて」

「高齢化社会、健やかに生き安らかに逝くためには」

【延参加者】:763名

2 包括的支援事業(社会保障充実分)

2-1 在宅医療•介護連携推進事業

2-1 在宅医療•介護連携推進事業

(ア) 地域医療・介護資源の把握

- ◆ 在宅医療・介護連携推進事業のホームページ更新
- ◆ 在宅医療と介護のサービスマップの更新
- ◆ 介護保険情報誌「ハートページ」の更新
- ◆ 医師と連携しやすい時間等を記載した連携タイムの更新

(イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

- ◆ 在宅医療・介護連携推進協議会の開催:3回
- ◆ 在宅医療・介護連携推進協議会実務部会(研修部会・意見交換部会・体制整備部会)での検討

(ウ) 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進

- (エ) 在宅医療・介護関係者の情報共有の支援
- ◆ 多職種連携のための意見交換会:2回開催 延268名参加
- ①講演「在宅療養における意思決定と急変時の対応」 平成30年8月31日 講師 せせらぎ在宅クリニック 清水 亨 氏 グループワーク「みんなで作ろう、つくば市の急変時対応シート」
- ②講演「松戸市における地域包括ケア推進に向けた取り組みについて」 平成31年1月17日 講師 あおぞら診療所 川越 正平 氏 グループワーク 「市民の方が在宅生活を送ることができる地域を目指すために―自分たちができることを考える―」
- ◆ 退院調整看護師・MSW・在宅ケアチームとの意見交換会(2月7日開催)

講演「各職種の退院調整時の関わりについて」

講師 つくば双愛病院 認定看護管理者 大石 嘉子 氏 筑波メディカルセンター 居宅介護支援事業所 平松 裕子 氏

講演「つくば市在宅医療・介護連携推進事業の取組」

講師 つくば市地域包括支援課 主任(社会福祉士) 藤田 由夏 グループワーク「連携における問題点についてそれぞれの立場から話し合う」



2-1 在宅医療•介護連携推進事業

(オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援

◆ 地域包括支援センターで一体的に医療・介護関係者からの相談受付や支援を実施

(力) 医療・介護関係者の研修会

◆地域リーダー研修会 平成30年11月17日

内容 「患者・利用者の意思を確認する時―あなたならどうしますか?―」 〜人生最終段階における医療・ケアの 決定プロセスに関するガイドライン〜 講師 筑波メディカルセンター病院リエゾン精神看護専門看護師 木野 美和子 氏 36名参加

◆ケアマネジャー向け研修会 平成30年9月18日

講演 「ケアマネジャーのための勉強会~神経難病について~」 講師 茨城県立医療大学附属病院 神経内科 河野 豊 氏 グループワーク 「難病事例を通して支援方法を考えよう」

80名参加

◆圏域別ケア会議の開催

全圏域で36回開催 (筑波/大穂・豊里/桜/谷田部東/谷田部西/茎崎) 延603名参加

2-1 在宅医療•介護連携推進事業

(キ) 地域住民への普及啓発

- ◆ 在宅医療と介護に関する講演会の開催
- ◆ 市民向け講座の開催
- ◆ 在宅医療・介護連携推進事業のホームページによる啓発
- ◆ 在宅医療と介護のサービスマップの配布

【市民健康講座】

「在宅医療を選択するあなたを支えます」

~心強い味方、在宅医療・介護・福祉チームについて知ろう。

平成31年2月16日 (イーアスホール)

- ◆講演「在宅医療について~訪問診療を行っている医師の立場から~」 講師 つくば在宅クリニック 渡辺 拓自 氏
- ◆パネルディスカッション

「みんなで支える在宅医療・療養について~本人・家族・多職種の連携~」 渡辺 拓自 氏(つくば在宅クリニック)

久保谷 美代子 氏(訪問看護ステーションTERMS訪問認定看護師)

岩崎 学 氏(ウェルシア介護サービスつくば)

中島 千尋 氏(消防本部警防課)



参加者:142名

2-1 在宅医療•介護連携推進事業

(キ) 地域住民への普及啓発

在宅医療啓発講座

日時:平成31年2月23日

講演①成島 淨 氏(成島クリニック) 講演②山本 照江 氏(いちはら病院介護支援センター 主任介護支援専門員) 講師とのディスカッション

日時: 平成31年3月16日

講演①成島 淨 氏(成島クリニック) 講演②村野 紡子 氏(指定居宅介護支援事業所そよかぜ 主任介護支援専門員) 講師とのディスカッション

市民向け出前講座

平成30年12月7日 平成30年9月5日 高齢者学級 場所:市民ホールとよさと 高齢者学級 場所:大穂交流センター 平成30年11月15日 高齢者学級 場所: 筑波交流センター 平成30年12月11日 出前講座 場所:蓮沼公民館 筑波民協 場所:市民ホールつくばね 出前講座 場所:つくば市働く婦人の家 平成31年2月4日 平成31年2月25日

(ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市町村との連携

近隣市町村勉強会 日時: 平成30年7月24日

• 各市における取組状況について

平成30年度市町村介護予防事業担当者研修会及び在宅医療 • 介護連携推進事業担当者研修会 並びに情報交換会 日時:平成30年11月2日

講義「『つなげる』立場のひとりとして地域包括支援システムを考える」 情報交換会

2-2 生活支援体制整備事業

目的

高齢者をはじめ、住民が担い手として参加する住民主体の活動や、NPOや地縁組織などの多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築すること、そして互助を基本とした高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりを推進する。

第1層(市全域) 協議体

◆ 第2層協議体の設置や運営方法について、住民主体の支え合いの仕組みや、事業 取組みの方向性等を協議

第1回つくば市生活支援体制整備推進会議

日時: 平成30年4月27日(金)

【報告事項】 平成29年度事業報告について 【協議事項】 平成30年度事業計画(案)について 通称について

第2回つくば市生活支援体制整備推進会議

日時:平成30年7月19日(木) 【報告事項】 事業説明

> つくば市における取組(これまでの報告と今後の予定) 第1回会議の振り返り

2-2 生活支援体制整備事業

第1層(市全域) 協議体

第3回つくば市生活支援体制整備推進会議

日時:平成31年1月17日(木) 【報告事項】これまでの取組 【協議事項】 今後の予定

第2層協議体

- ◆ 日常生活圏域に第2層協議体を設置するため、茎崎地区をモデル地区として地域 住民をはじめとした多様な主体に協議体設置準備会議に参加してもらい協議体設置に 向けた協議を行った。
- ◆ 茎崎地区(モデル地区) 第2層協議体会議 8回 延べ参加者 162名
- ◆ 筑波地区

第2層協議体設置準備会議 5回 延べ参加者 188名 平成31年1月25日 協議体設置

2-2 生活支援体制整備事業

第2層協議体

◆ 豊里地区

第2層協議体設置準備会議 3回 延べ参加者 103名 平成30年9月28日 協議体設置

◆ 大穂地区

第2層協議体設置準備会議 5回 延べ参加者 115名 平成31年1月30日 協議体設置

◆ 谷田部地区

全体説明会 参加者 146名 第2層協議体設置準備会議 1回 参加者 23名

◆ 桜地区

全体説明会 参加者 67名

2-3 認知症総合支援事業

認知症初期集中支援推進事業

目的

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する

認知症初期集中支援チーム

複数の専門職が認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問してアセスメントし、家族支援等の初期の支援を 包括的・集中的(おおむね6ヶ月)に行い、自立生活のサポートを行うチーム

【実施主体】 市町村(適切な団体へ委託可)

【配置場所】 地域包括支援センター等 (診療所、病院、認知症疾患医療センター、市町村)

【チーム員】 医療と介護の専門職(保健師・看護師・作業療法士・社会福祉士・介護福祉士等) 専門医(認知症サポート医嘱託可)

【対象者】 40歳以上で、在宅で生活しており、かつ認知症が疑われる人又は認知症の人で、 以下のいずれかの基準に該当する人

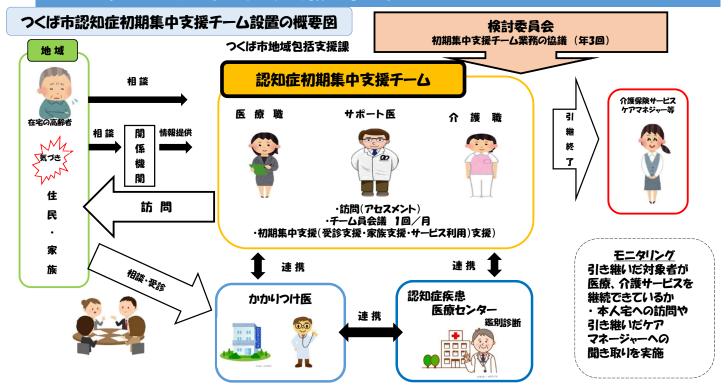
> ◆医療・介護サービスを受けていない人、または中断している人で以下のいずれかに該当する人 (ア)認知症疾患の臨床診断を受けていない人 (イ)継続的な医療サービスを受けていない人

(ウ)適切な介護保険サービスに結びついていない人 (エ)診断されたが介護サービスが中断している人

◆医療·介護サービスを受けているが認知症の行動·心理症状が顕著なため、対応に苦慮している人

平成29年度継続 4ケース 平成30年度新規 19ケース

2-3 認知症総合支援事業



2-3 認知症総合支援事業

認知症地域支援・ケア向上事業

目的

認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる支援体制を推進するため、認知症地域支援推進員を中心として、医療・介護等の連携強化等による、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図る。

認知症ケアパスの作成 (関係者向け)

◆ 市民向けケアパスを作成しミニ知識に追加

認知症よろず相談所の支援

◆ 市内18ヵ所のグループホームで認知症に 関する相談支援を実施 相談件数: 75件

認知症お困りごとメール相談

◆ 平成31年1月から開始 5件対応

つくば市キャラバン・メイト連絡会の運営支援

- ◆ キャラバン・メイト連絡会:4回開催 延58名参加
- ◆ キャラバン・メイト総会

「認知症の"いわゆる問題行動"BPSDの理解と対応」 22名参加

徘徊SOSネットワーク事業

- ◆ 徘徊SOSネットワーク事前登録者:67名
- ◆ 認知症支援メール登録者:168名

はいかい高齢者家族支援サービス事業

◆ 年間利用者 9名 (利用5名(うち新規4名)、中止4名)

認知症カフェの運営支援(委託事業)

オレンジカフェ in ゆかりの森

◆ 会場:老人福祉センターとよさと

◆ 開催回数:11回 ◆ 参加延人数:233名

◆ 委託先:認知症の人と家族の会

オレンジカフェ in なごみ

◆ 会場:とよさと病院◆ 開催回数:6回◆ 参加延人数:89名◆ 委託先:とよさと病院

単発認知症カフェの開催(直営)

オレンジカフェ in BiViつくば ◆ 会場:BiViつくば 交流サロン

◆ 開催回数:1回◆ 参加延人数:11名

オレンジカフェ in 筑波

◆ 会場: 筑波中央病院

◆ 開催回数:12回

◆参加延人数:211名

◆ 委託先:アレーテル・つくば

オレンジカフェ in わらわら

◆ 会場:鍋沼集落センター

◆ 開催回数:6回

◆ 参加延人数:62名

◆ 委託先:つくばデイサービスセンター 顔いの森居宅介護支援事業所

オレンジカフェ in つくば自動車学校

◆ 会場:つくば自動車学校

◆ 開催回数:1回◆ 参加延人数:66名

2-3 認知症総合支援事業

認知症地域支援・ケア向上事業

認知症声かけ模擬訓練

認知症声かけ模擬訓練を実施することで、地域の方々に認知症に対する理解を深めていただくと ともに、家庭や地域で高齢者を支え合う体制づくりの必要性を理解していただき、地域の方々や関 係機関との連携を構築し、認知症の方や御家族が安心して生活できる地域づくりを目指す。

◆開催地域:東**小学校区**

◆開催日時:平成30年6月3日

◆参加人数:92名

◆開催地域:上郷小学校区

◆開催日時:平成30年10月14日

◆参加人数:284名





2-4 地域ケア会議推進事業

目的

多職種が協働して高齢者等の個別課題の解決に向けた協議を行い、介護支援専門員の 自立支援に資するケアマネジメント支援を行う。また、個別課題の検討の積み重ねから地 域課題を見いだし、必要な資源開発や地域づくり、政策形成につなげる。

つくば市地域ケア会議

- ◆ 圏域別ケア会議で抽出された課題を協議し、地域資源の開発や政策提言につなげる
- ◆ 開催回数:3回
- ◆【内容】
 - 1. 圏域別ケア会議の運営に関する評価に関すること
 - 2. 事例の傾向や課題の分析と対策に関すること

圏域別ケア会議

(日常生活圏域毎に開催し、 個別事例の解決に向けた 検討を行う)

- ◆ 市内全圏域で計36回開催
- ◆ 取扱事例件数:36事例
- ◆ 延参加人数:603名
- ◆ 夜間開催に関する評価

福祉及び介護に関わる者の参加が減り、協議の質に影響が出る可能性がある。

開催時間帯や参加協力方法について検討する必要がある。

医師の参加は変化なし。

3 介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業) * 介護予防ケアマネジメントを除く

3-1 介護予防・生活支援サービス事業

目的

〇要支援者等に対して、要介護状態となることの予防及び地域で自立した生活ができるよう支援することで、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるように支援する。 〇従来の専門的なサービスに加え、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とし、地域の支え合いの体制づくりを推進する。

短期集中予防サービス 「訪問型サービスC」 (委託事業)

【概要】

身体や認知等の生活機能の低下が認められる方に対し、リハビリテーション専門職(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士)が適切な助言や指導を行い、自立した生活を送ることができるよう、個々の状態に応じた適切な支援を行う。

【対象者】

要支援1・2の認定を受けた方。もしくは、介護予防・日常生活支援総合事業対象者(基本チェックリスト該当者)であって、生活機能向上の明確な意思があり、 サービス終了後は自立した生活を送ることが見込まれる方。

【期間/頻度】

おおむね3ヶ月間。原則週1回で計12回

【利用者数】

平成29年度からの継続利用者 1名 平成30年度新規利用者 4名

3-2 一般介護予防事業(こころとからだの健康教室)

①閉じこもり予防:閉じこもりを予防し活動的な生活の支援を目的

【内容】:体操・レクリエーション・講話を通し参加者相互の交流を図る

【実績】: 5地区×2クール×10回 実276人 延1,956人

◆会場:谷田部老人福祉センター、茎崎農村高齢者交流センター、 老人福祉センターとよさと、桜老人福祉センター、 市民研修センター



3-2 一般介護予防事業(こころとからだの健康教室)

②筋カバランスアップ教室:

筋力向上や柔軟性を高める運動、運動レクリエーションを通し、自宅でも運動習慣を身につけ介護予防に資することを目的。

【内容】:筋力・柔軟性を高める運動と、自宅でも運動習慣を記録し運動の 定着化を図る。障害福祉課リハビリ職による個々の疾患や状態に配慮した 運動アドバイス、体力測定を実施。

【実績】: 5地区×1クール×10回 実118人 延811人

◆会場:谷田部老人福祉センター、茎崎農村高齢者交流センター、 老人福祉センターとよさと、桜老人福祉センター、 市民研修センター



3-2 一般介護予防事業(こころとからだの健康教室)

③脳元気アップ教室:

認知症予防のための講話と実践を通して、自分に合った認知症の予防方法を生活に取り入れ認知症予防に資することを目的。

【内容】: 認知症予防のための脳トレ・運動・音楽・口腔ケアの知識を多角的に学び、認知症予防のための生活を記録することで習慣化を図る。

【実績】: 1クール×6回 実41人 延213人(会場: つくば市消防庁舎)

4 認知症予防講演会

内容:「今日から始める認知症予防」

講師:東京都健康長寿医療センター研究所

社会参加と地域保健研究チーム研究員

鈴木 宏幸 氏

実159人(会場:イーアスホール)

3-2 一般介護予防事業

地域介護予防活動支援事業

介護支援ボランティア

目的

地域貢献や社会参加活動を通じて、高齢者の生きがいづくりを促進し、高齢者自身の健康増進や介護予防につなげる。

◆ 登録者数: 146名◆ 平均年齢: 75.3歳

◆ **受入施設数**:特別養護老人ホーム 14ヵ所

介護老人保健施設8ヵ所グループホーム9ヵ所通所介護19ヵ所

小規模多機能型居宅介護 1ヵ所 短期入所 2ヵ所 介護付き有料老人ホーム 1ヵ所

計 54施設

★ 活動者数:活動実人数 77名★ 活動延時間:2,945時間



4 任意事業

4-1 成年後見制度利用支援事業

【概要】

申立てを行える親族がいないと思われる場合や、親族があっても申立てを行う意思がない場合で、成年後見の利用が必要と認められる場合、市町村長による申立てを行う。

市町村申立てに係る低所得者の高齢者の成年後見制度申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成を行う。

- ◆成年後見制度市町村長申立て:6件
- ◆成年後見人等支援給付金:O件

4-2 認知症サポーター等養成事業

認知症サポーター養成講座

◆開催回数:77回

◆養成人数:3,079名(内、徘徊模擬訓練関係 878名)



認知症サポーターステップアップ講座

認知症関連事業にボランティアとして協力いただける認知症サポーターを養成することを目的に認知症に関する知識や情報を学ぶ講座

◆受講人数:25名

キャラバン・メイト養成研修

認知症サポーター養成講座の講師役となるキャラバン・メイトを養成するための研修

◆養成したキャラバン・メイト数 31名

5 指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント

5-1 指定介護予防支援事業

①認定及びサービス利用状況(*サービス受給者数は総合事業対象者を除いた数値)												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
要支援認定者(a)	1,490	1,494	1,512	1,560	1,566	1,581	1,583	1,598	1,609	1,621	1,624	1,651
要支援1	646	653	666	681	649	687	690	691	706	713	716	726
要支援2	844	841	846	879	887	894	893	907	903	908	908	925
要支援1サービス受 給者数(b)	141	117	120	119	119	127	132	126	130	137	143	143
要支援2サービス受 給者数(C)	294	291	295	294	294	306	300	320	322	315	321	323
サービス受給者計 (b+C=d)	435	408	415	413	413	433	432	446	452	452	464	466
サービス未利用者 数(a-d)	1,055	1,086	1,097	1,145	1,153	1,148	1,151	1,152	1,157	1,169	1,160	1,185

②介護予防支援費 (*委託地域包括支援センター分を除く)												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
通常請求	233	240	240	245	239	242	247	240	250	249	260	262
月遅れ 再請求	7	4	2	0	1	3	1	0	4	3	5	4

5-2 介護予防ケアマネジメント

介護予防ケアマネジメント利用者は要支援認定者(介護予防利用者を除く)及び総合事業対象者

①総合事業対象者数及びサービス利用状況

総合事業対象者(基本チェックリストにより事業対象となった方) 平成30年4月~平成31年3月末までの実人数 **6名** 平成31年3月末現在、サービス利用者数 **3名**

②介護予防ケアマネジメント費

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
通常請求	286	284	290	285	278	285	288	294	294	299	291	291
月遅れ 再請求	6	4	4	1	1	3	2	3	0	4	2	5

- *6月の月遅れ再請求分は4月、5月分を含む
- *請求件数には総合事業対象者分も含む
- * 筑波地域包括支援センター、茎崎地域包括支援センター分を除く

以上、平成30年度つくば市地域包括支援センター事業実績報告となります。

平成30年度 筑波地域包括支援センター 事業実績報告

センターの概要

名 称: 筑波地域包括支援センター

場 所:つくば市北条1184-1 (特別養護老人ホーム敷地内)

職員体制:

(1)社会福祉士 (2)保健師 (3)主任介護支援専門員 各1名

※上記3専門職のほか、介護予防マネジメント従事者 1名(非常勤) 事務職 1名(非常勤)を配置。

圏域の概況

H31.4.1**現在**

	総人口	65歳以上	高齢化率	介護認定者	認定率
筑波圏域	17,897人	6,345人	35.45%	1,262人	19.89%

報告内容

- 1 包括的支援事業(筑波地域包括支援センターの運営)
 - 1-1 総合相談支援業務
 - 1-2 権利擁護業務
 - 1-3 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- 2 包括的支援事業(社会保障充実分)

認知症総合支援事業

3 総合事業・指定介護予防支援事業

1 包括的支援事業(筑波地域包括支援センターの運営)

1-1 総合相談支援業務

総合相談支援

高齢者や家族等の様々な相談を受け、状況を把握し、必要な情報提供や関係機関への紹介とともに 継続的な訪問や緊急時の対応が必要な場合の個別支援を行う。

相談実件数	相談延件数
1,055人	1,686件

【相談内容(延件数)】* 重複あり

介護・日常生活に関する相談	1228件	権利擁護に関する相談	30件
サービスの利用に関する相談	572件	苦情相談	13件
医療に関する相談	79件	その他	43件
所得・家庭生活に関する相談	33件		
		計1	1998件

1-1 総合相談支援業務

地域におけるネットワークの構築

地域包括支援センター広報活動

- 出張包括開催(8ヵ所)・地域関係者宅(民生委員・区長)への訪問
- サロン・シルバークラブ・シルバー体操教室等開催時広報(25ヵ所)
- 商店街・医療機関等への広報・ちらし配布・ポスター掲示依頼
- かわら版作成(12回)・高齢者宅等へ配布

ケア会議等を活用したの関係者・関係機関との連携強化

- 圏域別ケア会議(6回)を活用した地域の関係者・関係機関との連携強化
- 介護支援専門員との意見交換会による課題の抽出

地域の社会資源の把握および活用

- 各種ガイドブック・パンフレットの活用
- 地域のサロンやシルバークラブ等情報を把握し、活用
- 各種パンフレットの活用



1-1 総合相談支援業務

実態把握

- ①市包括支援課からの依頼で、「ひとり暮らし高齢者台帳」「高齢世帯台帳」から抽出された筑波地域包括へ依頼があったケース(6件)の実態把握実施(内、継続訪問1件)
- ②独居高齢者・高齢世帯への定期訪問並びに総合相談からの対応訪問件数(758件)
- ③出張包括開催実施(8ヵ所・延94人)・地域活動(サロン・シルバー体操等)参加(25ヵ所・延536人)

1-2 権利擁護業務

高齢者虐待への対 応	◆ 養護者における高齢者虐待通報受理件数 2件 うち, 虐待と判断した事例 0件 【虐待類型】(重複あり) 身体的虐待:0件/介護放棄:0件/心理的虐待:0件 経済的虐待:0件/性的虐待:0件
	◆ つくば市虐待防止ネットワーク実務者会議への参加 ◆ 高齢者虐待対応現任者標準研修参加 ◆ 法人主体の拘束等研修参加;3名
老人福祉施設等へ の措置の支援	◆ 在宅サービスの強化等による本人及び養護者支援 0件 ◆ 老人福祉施設等の情報収集実施
成年後見制度の利 用促進	◆ 成年後見人申請から終結;1件 ◆ 成年後見人相談(市長申し立て);1件 ◆ 成年後見制度に関する研修参加;5件
消費者被害の防止	◆茨城県消費者啓発講座参加;2名 ◆ポスター・パンフレットの活用 ◆かわら版に記載 ◆個別に注意喚起の実施

1-3 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

介護支援専門員 への支援・助言	◆ 介護支援専門員からの相談: 延215件 ◆ 必要に応じ助言や同行訪問, 担当者会議への出席等
地域における介護 支援専門員との ネットワークの活 用	◆ 圏域別ケア会議を通じた,介護支援専門員や地域の関係機関との連携 ◆居宅介護支援事業所連絡会(8回)への参加 主任介護支援専門員連絡会合同研修会(1回)への参加
主任介護支援専門員としての資質向上	 ◆つくば市主任介護支援専門員役員会(4回)への参加 ◆つくば市主任介護支援専門員連絡会研修会へ(3回)の参加 ◆つくば市在宅医療・介護連携推進事業(2回)への参加 ◆医療福祉検討会及び圏域別ケア会議合同会議への参加 ◆「地域包括ケアシテムの構築を目指した地域ケア会議の活用」

2 包括的支援事業(社会保障充実分)

認知症総合支援事業

- ·認知症多職種連携の会INつくば:1名
- ・未来をつくるkaigo(認知症)カフェ研修会:1名
- ・認知症サポーター上級者育成「ステップアップ講座」指導者養成研修:1名
- ・キャラバンメイト養成講座:2名
- ・認知症疾患医療センター医療連携協議会:2回
- 参加・キャラバンメイト役員会;2回
- 内 ・認知症関連啓発活動(まつりつくば);1名
 - ・アルツハイマー街頭行動:1名
 - ・おひさまサンサンいきいきまつり:1名
 - ・認知症声掛け模擬訓練:2名
 - •つくばVAN泊 かくれんぼ大会:2名
 - ・オレンジカフェ:12回

容

・認知症サポーター養成講座:13回

3 総合事業・指定介護予防支援事業

要支援者が心身の状況や環境等に応じて本人の選択に基づき、サービス等が包括的に提供されるよう必要な援助を行います。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
請求 件数	106 件	109 件	115 件	114 件	114 件	119 件	124 件	126 件	125 件	126 件	122 件	125 件	1425 件
(内月遅 対象者)	4件	4件	7件	2件	0件	0件	0件	1件	1件	1件	0件	0件	20件
初回	5件	6件	7件	5件	7件	7件	10件	4件	2件	4件	3件	5件	65件

- *月遅対象者;利用者が要介護状態区分の区分変更申請中等の理由で、認定結果が出ており、 当該月に請求が出来なかった件数。
- *初回;契約を実施し、サービスを開始した件数。

以上,平成30年度筑波地域包括支援センター事業実績報告となります。

平成30年度 茎崎地域包括支援センター 事業実績報告(H30.4~H31.3)

2019/5/27

センターの概要

称: 茎崎地域包括支援センター

所:つくば市下岩崎2068 (茎崎老人福祉センター隣)

職員体制:

(1)社会福祉士 (2)看護師 (3)主任介護支援専門員 各1名

※上記3専門職の他,介護予防マネジメント従事者1名(非常勤)等を 配置。 同一拠点に社会福祉協議会 茎崎支部職員(茎崎地域包括 支援センター業務兼務)を配置。

圏域の概況

H31.4.1現在

	総人口	65歳以上	高齢化率	介護認定者	認定率
茎崎圏域	23,599人	8,771人	37.17%	1,217人	13.88%

2019/5/27

報告内容

- 1 包括的支援事業(茎崎圏域地域包括支援センターの運営)
 - 1-1 総合相談支援業務
 - 1-2 権利擁護業務
 - 1-3 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- 2 各種会議・研修等参加状況
- 3 指定介護予防支援事業

2019/5/27

1 包括的支援事業(茎崎地域包括支援センターの運営)

2019/5/27 4

1-1 総合相談支援業務①

総合相談支援(H30.4~H31.3末現在)

茎崎圏域の地域住民からの様々な相談を受けて、状況把握(訪問等)を行い、各種情報提供、関係機関の選定や手続き等各種支援を行った。

<相談者>本人・家族・行政各課(地域包括支援課/社会福祉課(生活保護CW)/障害福祉課/医療年金課等)・関係機関(ケアマネジャー/区長/民生委員/ふれあい相談員/茎崎交番/中央警察署生活安全課等)から様々なご相談をいただき、対応した。

<相談実績>

月別相談件数(単位:件)

7 3 73	1	<u> </u>	/						
		H30.4	H30.5	H30.6	H30.7	H30.8	H30.9	上半期計	
延件数	江 // 米	126	153	174	178	157	175	963	
	些什致	H30.10	H30.11	H30.12	H31.1	H31.2	H31.3	通年計	月平均
		195	166	166	208	187	185	2,070	173

2019/5/27

1-1 総合相談支援業務②

平成29年度 10月~3月 相談延件数

	H29.10	H29.11	H29.12	H30.1	H30.2	H30.3	計	月平均(件)
延件数	46	71	98	121	123	104	563	94

平成30年度 10月~3月 相談延件数

	H30.10	H30.11	H30.12	H31.1	H31.2	H31.3	計	月平均(件)
延件数	195	166	166	208	187	185	1,107	185



- ・センターが開設された平成29年 10月から平成30年3月までの半 年間の延相談件数は563件。
- ・これに対して平成30年の同期 間の延相談件数は1,107件。
- ・H30年度下半期はH29年度の実 績に比べ、延相談件数が**約2倍** に増加。

2019/5/27 6

総合相談支援業務③

総合相談支援

<対象者の傾向>

世帯的には高齢者二人世帯の相談が圧倒的に多いが、世帯内に高齢者と障害 のある方やひきこもり、未就労の子を抱えていたり、高齢者自身が精神障害を併 発しているなど、複合的な課題のある世帯も少なくない。

<相談内容>

介護保険をはじめとする制度導入支援や認知症に関すること、ケアマネジャー選 定支援などの基本的なものから、精神科医療機関への入院支援や無料低額宿 宿泊所の活用、要求過多な利用者・介護者への対応など、複雑多様化している。

【相談内容(延件数)】* 重複あり

介護・日常生活に関する相談 権利擁護に関する相談 1,551件 94件 サービスの利用に関する相談 苦情相談(介護保険サービス関係) 896件 3件 医療に関する相談 429件 その他 21件 所得・家庭生活に関する相談 計3.419件 425件

2019/5/27

総合相談支援業務4

(1)地域におけるネットワークの構築

地域包括支援センター広報活動

①つくば市民生児童委員連絡協議会

平成30年5月 茎崎包括職員紹介 市より認知症初期集中支援チーム等の説明 平成31年1月 茎崎包括相談実績や相談事例、救命救急安心システム#7119 消費者ホットライン#188 認知症に関する各種相談窓口案内等

②ふれあいサロン情報交換会

平成31年3月 茎崎包括のPRや各種相談窓口の案内等

③まつりつくばやアルハイマーデーなどへの参加 市地域包括支援課による広報活動への参加協力

ケア会議等を活用した関係者・関係機関との連携強化

- ①個別支援のケース会議を通じた関係者(機関)との関係作りや連携の強化
- ②つくば市地域ケア会議への参加、茎崎圏域ケア会議の開催(奇数月 年6回開催)

地域の社会資源の把握及び活用

①社協茎崎支部との連携による地域情報の把握 地域見守りネットワーク(ふれあい相談員18名 見守り対象者83名) ふれあいサロン16ヶ所 シルバークラブ24クラブ等

1-1 総合相談支援業務⑤

(2)実態把握

要援護者実態把握については、平成29年10月の事業開始以来、在宅介護支援センターや保健センター保健師からの引継ぎケース、市包括支援課依頼による民生委員作成の「独居」「高齢者二人世帯」台帳等から基準を設けて抽出された方々の実態把握訪問を実施。

<H31.3.31現在の継続訪問対象者数>

・独居 :41件 ・高齢者二人世帯:23件

- その他 : 1件 (計)65ケース

※上記のほか、通常の相談からの実態把握訪問を実施。

2019/5/27

1-2 権利擁護業務

1 ⁻ 2 『隹 个』 7	最大伤
高齢者虐待等への対応	◆ 権利擁護が関連する相談延件数は94件 ◆ 本人状況確認及び養護者支援が必要な事例5件(前年度から継続1件) □アメンバー会議への参加:1回 【虐待類型】(重複あり) 身体的:3件/心理的:3件/経済的:0件/性的:0件/介護放棄:0件 ※初回は市包括支援課とともに状況確認訪問等実施。本人及び養護者支援実施
	◆ つくば市虐待防止ネットワーク実務者会議への参加 平成29年度に関わった虐待対応事例を茎崎包括から事例報告 ◆ 高齢者虐待現任者標準研修(7月3日間) 高齢者虐待防止フォーラム(11月)等 への参加
老人福祉施設等への 措置の支援	◆ 措置対応実績は無し ◆ 在宅サービスの強化や継続的な状況把握による本人及び養護者支援 3件
成年後見制度の利用 促進	◆ 制度の案内等は必要時総合相談業務の中で実施 H30.10に社協に成年後見センターが 開所。日常生活自立支援事業を含め連携対応。法テラス等法律専門職との連携 ◆ 成年後見セミナー、全国地域定着支援センター関東甲信越ブロック研修会等への参加 ◆ 家庭裁判所発行「成年後見制度ー詳しく知っていただくためにー」等パンフレットの活用
消費者被害の防止	◆消費生活センター職員による「消費者トラブル対処法講座~高齢者編」参加 ◆チラシ・パンフレット等の活用 具体的事例についてはつくば市消費生活センターに相談 ◆国民生活センター発行「見守り新鮮情報(最近の消費者被害の具体的事例紹介チラシ)」 の茎崎圏域ケア会議等での配布

1-3 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

介護支援専門員へ の支援・助言	◆介護支援専門員からの相談:延211件 必要に応じ助言や同行訪問、会議等の開催・参加等 <相談内容の例> 要求過多な本人や家族への対応、関係性悪化に よるケアマネジャー交代支援、頼れる身寄りのない方の成年後見申立 や親の墓じまい・死後事務など法律専門職との連携等
地域における介護支援専門員とのネット ワークの活用	◆ 圏域別ケア会議:6回開催 延115名参加(以下事例タイトルを例示) ①「消費者被害等含め、独居生活が限界の80歳代女性」 ②「支援者への要求過多で、関係維持に課題のある70歳代女性」 ③「統合失調症があり、骨折と廃用で寝たきり状態の50歳代女性」 ④「超高齢だが、運転し遠出することが趣味の80歳代後半男性」 ◆主任介護支援専門員連絡会及び研修会等への参加
主任介護支援専門 員及び包括スタッフ の資質向上 2019/5/27	◆ 多職種連携意見交換会参加 ◆高齢者の口を支える視点(認知症高齢者を中心に)研修会参加 ◆主任介護支援専門員更新研修参加 ◆ケアマネシ・メント支援に関する市町村・包括支援センター職員研修参加等 1

2 各種会議・研修等参加状況

参加した会議・研修等①

記載の会議研修等に参加し、関係機関とのネットワーク作りや援助に関する知識やスキル向上に努めた。「多職種連携」を視野に入れ、様々な職種や地域関係者との「顔の見える関係作り」を継続している。

- (4月) 12日 オレンジカフェinゆかりの森
 - 18日 地域包括・在宅介護支援センター定例会
 - 18日 キャラバン・メイト役員会
 - 20日 主任介護支援専門員連絡会 第1回総会及び定例会
 - 27日 つくば市地域ケア会議・生活支援体制整備推進会議
- (5月) 10日 平成29年度委託地域包括支援センター事業評価ヒアリング
 - 15日 茎崎地区民生児童委員連絡協議会
 - 17日 生活支援体制整備第2層協議会会議
 - 18日 オレンジカフェinなごみ(とよさと病院)
 - 18日 つくば認知症事例検討会(医療事例検討会)
 - 30日 茨城県地域包括支援センター初任者研修会
 - 30日 地域包括支援センター運営協議会

2019/5/27

参加した会議・研修等②

- (6月) 11日 茨城県地域包括・在宅介護支援センター連絡協議会研修会
 - 14日 オレンジカフェinゆかりの森
 - 15日 つくば双愛病院 健康教室
 - 18日 生活支援体制整備第2層協議会会議
 - 20日 地域包括・在宅介護支援センター定例会
 - 25日 地域包括支援センター基礎研修
 - 26日 同上
- (7月) 9日 地域包括支援センター職員基礎研修
 - 10日 同上
 - 12日 成年後見セミナー
 - 13日 認知症キャラバン・メイト打ち合わせ
 - 18日 地域包括・在宅介護支援センター定例会
 - 19日 つくば市地域ケア会議・生活支援体制整備推進会議
 - 20日 高齢者虐待現任者標準研修
 - 21日 同上
 - 23日 生活支援体制整備第2層協議体会議
 - 25日 茎崎圏域ケア会議
 - 27日 オレンジカフェinなごみ(とよさと病院)

参加した会議・研修等③

- (8月) 2日 認知症サポーター養成講座(つくば自動車学校)
 - 10日 認知症疾患医療センター医療連携協議会
 - 22日 地域包括・在宅介護支援センター定例会
 - 25日 まつりつくば認知症関連啓発活動
 - 27日 主任ケアマネジャー連絡会第2回研修会
 - 30日 市包括との圏域担当ケース情報共有会議
 - 31日 退院前ケースカンファレンス(水海道厚生病院)
 - 31日 多職種連携意見交換会
- (9月) 9日 高齢者の口を支える視点(認知症高齢者を中心に)研修会
 - 13日 コアメンバー会議
 - 14日 認知症サポーター養成講座打ち合わせ
 - 19日 地域包括・在宅介護支援センター定例会
 - 19日 第2回キャラバン・メイト連絡会役員会
 - 22日 アルツハイマーデー街頭活動
 - 25日 認知症サポーター養成講座(茎崎民協高齢者部会)
 - 25日 茎崎圏域ケア会議

2019/5/27 15

参加した会議・研修等4)

- (10月) 5日 主任介護支援専門員連絡会役員会
 - 11日 オレンジカフェinゆかりの森
 - 14日 認知症声かけ訓練(上郷)
 - 15日 地域包括支援センター職員基礎研修
 - 16日 同上
 - 17日 地域包括・在宅介護支援センター定例会
 - 24日 地域包括支援センターケース共有会議①
 - 26日 地域包括支援センターケース共有会議②
 - 27日 おひさまサンサン生き生きまつり2018
- (11月) 9日 虐待防止ネットワーク実務者会議打ち合わせ
 - 12日 認知症サポーター養成講座打ち合わせ
 - 13日 虐待防止ネットワーク実務者会議
 - 14日 茨城県地域包括支援センター現任者研修
 - 15日 茨城県消費者教育啓発講座
 - 16日 認知症サポーター養成講座(友の会)
 - 21日 地域包括・在宅介護支援センター現任者研修
 - 27日 主任介護支援専門員更新研修・高齢者虐待防止フォーラム
 - 28日 認知症フォーラム
 - 29日 主任介護支援専門員連絡会役員会
 - 30日 茎崎圏域ケア会議

参加した会議・研修等(5)

- (10月) 5日 主任介護支援専門員連絡会役員会
 - 11日 オレンジカフェinゆかりの森
 - 14日 認知症声かけ訓練(上郷)
 - 15日 地域包括支援センター職員基礎研修
 - 16日 同上
 - 17日 地域包括・在宅介護支援センター定例会
 - 24日 地域包括支援センターケース共有会議①
 - 26日 地域包括支援センターケース共有会議②
 - 27日 おひさまサンサン生き生きまつり2018
- (11月) 9日 虐待防止ネットワーク実務者会議打ち合わせ
 - 12日 認知症サポーター養成講座打ち合わせ
 - 13日 虐待防止ネットワーク実務者会議
 - 14日 茨城県地域包括支援センター現任者研修
 - 15日 茨城県消費者教育啓発講座
 - 16日 認知症サポーター養成講座(友の会)
 - 21日 地域包括・在宅介護支援センター現任者研修
 - 27日 主任介護支援専門員更新研修・高齢者虐待防止フォーラム
 - 28日 認知症フォーラム
 - 29日 主任介護支援専門員連絡会役員会
 - 30日 茎崎圏域ケア会議

2019/5/27

参加した会議・研修等⑥

- (12月) 10日 成年後見セミナー
 - 10日 生活支援体制整備第2層協議体会議
 - 12日 認知症サポーター養成講座打ち合わせ
 - 13日 オレンジカフェinゆかりの森
 - 14日 ケアマネジ・メント支援に関する市町村・地域包括支援センター職員研修
 - 18日 主任介護支援専門員更新研修
 - 18日 全国地域定着支援センター協議会関東甲信越ブロック研修会
 - 19日 地域包括・在宅介護支援センター定例会
 - 20日 主任介護支援専門員更新研修
- (1月) 9日 認知症サポーター養成講座(セキショウモバイル)
 - 15日 茎崎民生児童委員連絡協議会にて地域包括支援センター業務説明
 - 16日 主任介護支援専門員更新研修
 - 16日 地域包括・在宅介護支援センター定例会
 - 17日 主任介護支援専門員更新研修
 - 17日 つくば市地域ケア会議・生活支援体制整備推進会議
 - 17日 多職種連携のための意見交換会
 - 18日 つくば市医療事例検討会(圏域別ケア会議合同)
 - 25日 オレンジカフェinなごみ(とよさと病院)
 - 29日 茎崎圏域ケア会議

2019/5/27

18

参加した会議・研修等(7)

- (2月) 5日 筑波メディカルセンター病院にてケースカンファレンス
 - 7日 シルバー人材センター対象出前講座(茎崎交流センター)
 - 8日 認知症疾患センター医療連携協議会
 - 10日 災害ボランティアセンター設置運営訓練(社協)
 - 14日 オレンジカフェinゆかりの森
 - 16日 在宅医療を選択するあなたを支えます講演会
 - 20日 地域包括・在宅介護支援センター定例会
 - 24日 主任介護支援専門員更新研修・相談支援従事者研修
 - 25日 相談支援従事者研修
 - 27日 主任介護支援専門員更新研修
 - 28日 同上

2019/5/27

- (3月) 8日 医療と介護と福祉でつながる会(BiViつくば)
 - 10日 今日からはじめる認知症予防講演会(イーアスつくば)
 - 18日 虐待防止ネットワーク実務者会議
 - 20日 地域包括・在宅介護支援センター定例会
 - 22日 茎崎圏域ケア会議
 - 26日 ふれあいサロン情報交換会
 - 27日 筑波メディカルセンター病院にてケースカンファレンス
 - 29日 とよさと病院にてケースカンファレンス
 - 29日 生活支援体制整備第2層協議体会議

指定介護予防支援事業(1)

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が、介護予防サービス等の適切な利用が できるよう. 介護予防のケアマネジメントを行った。

月別請求件数(単位:件)

	H30.4	H30.5	H30.6	H30.7	H30.8	H30.9	上半期計
請求件数	151	158	159	164	172	183	987
内月遅対象者	2	2	2	2	0	4	12
	H30.10	H30.11	H30.12	H31.1	H31.2	H31.3	通年計
請求件数	184	181	179	181	189	190	2,091
内月遅対象者	1	1	1	1	3	2	21

※月遅対象者は、当月要介護状態区分変更申請中等での月遅れ

茎崎圏域の高齢化率は平成31年4月現在で37.17%。今後も75歳以上の後期高齢者の増加が見込ま れ、ニーズはさらに拡大することが予想される。茎崎包括では、市内居宅介護支援事業所ケアマネ ジャーだけではなく、近隣の市外居宅介護支援事業所ケアマネジャーも介護予防プランの担い手となっ ていただけるよう支援の輪を広げ対応している。

3 指定介護予防支援事業②



※平成29年10月の開始当初は148件だったが、平成31年3月には190件まで増加。茎崎圏域の平成31年4月現在の要支援認定者数は345件(内訳:要支援1 166 要支援2 179)。345件の要支援認定者のうち190件がサービス利用者であるとすると、要支援認定者の約60%が介護予防サービスを利用していることになる。今後ニーズは増大する見込み。

2019/5/27

住み慣れた地域で高齢者等が希望する暮らし を続けられるよう、今後も支援して参ります。

以上, 平成30年度(H30.4月〜H31.3月) 茎崎地域包括支援センター事業実績報告と なります。

2019/5/27 22

地域包括支援センターの評価について

資料4

つくば市保健福祉部 地 域 包 括 支 援 課

1 評価の目的

地域包括ケアシステムの構築を推進していく上で、地域包括支援センターがその機能を適切に発揮し、センターごとに業務の状況を明らかにし、各地域に必要な機能の強化を図っていく必要があります。

そのため、まずセンター自らが、その取り組みを振り返るとともに、設置者であるつくば 市がセンターの運営や活動に対する点検・評価を行います。

評価については、つくば市地域包括支援センター運営協議会において、つくば市が定めた 運営方針を基に、点検・評価を適切に行っていくことで、各地域包括支援センターにおける 課題の整理や改善を図ることを目的に実施します。

2 平成30年度 地域包括支援センター評価対象

つくば市地域包括支援センター、筑波地域包括支援センター、茎崎地域包括支援センター

3 評価期間

平成30年(2018年)4月1日から平成31年(2019年)3月31日まで

4 評価方法

- (1) 地域包括支援センターによる自己評価 各地域包括支援センターが「地域包括センター運営事業に関する自己評価シート」を 用いて自己評価を行います。
- (2) 自己評価に基づくヒアリング 地域包括支援課職員によるヒアリングを実施します。
- (3) つくば市地域包括支援センター運営協議会での審議・承認 自己評価及びアンケート結果を「つくば市地域包括支援センター運営協議会」で報告 します。つくば市地域包括支援センター運営協議会で評価結果について審議し、結果の 承認を得ます。
- (4) 評価結果の公表 評価決定後、市のホームページ等で評価結果を公表します。

5 評価基準

- (1) 地域包括支援センター運営事業評価基準(別表参照)に基づく評価
- (2) 評価基準項目について、4段階で評価します
- A 評価指標や仕様書で定められた業務ができている上で、独自の取組みがなされている
- B 評価指標や仕様書で定められた業務ができている
- C 評価指標や仕様書で定められた業務の一部にできていない事項がある
- D 評価指標や仕様書で定められた業務ができていない
- / 評価指標や仕様書で定められた業務の該当がなかった

平成30年度つくば市地域包括支援センター事業評価結果

Į Į	大 項 目					運営	体制					総支	论合相 泛援業	談務	権利	擁護	業務	5	アマス	・継続 トジメン 業務	的 小	予 (介	般介 防事 護予 連業和	業	包: (社:	舌的支 会保障	援事	·業 (分)	ケアマ (第1号介 及 予	介護予防 ネジメント 護予防支 び指定介 防支援業	·事業 :援事業) 護 務			在 <u>·</u> 連	宅医療 携推進	·介護 事業	į				知症	総合3	支援事	業	地域推	ばケア会 :進事業	議 :	生活之整位	支援体 備事業	制
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	小項目	①年間活動計画	置	③3職種の連携・チームアプローチ	職員の資	⑤ 固人 青 服 呆 獲⑥ 芒 情 対 応	吉青村 15 16 16 16 16 16 16 16	寺 間 中		会議への開催	設備等	①地域におけるネットワーク構築業務		③総合相談業務	①高齢者虐待への対応	②消費者被害の早期発見と防止	③成年後見制度の活用と普及啓発	①包括的・継続的なケア体制の構築業務	②地域における介護支援専門員のネットワーク形成業務	③個別相談業務	④支援困難事例等への助言・相談業務	①介護予防の普及啓発	②介護予防教室の実施	③地域の介護予防活動の育成支援	①在宅医療・介護連携推進事業	②生活支援体制整備事業	③認知症総合支援事業	④地域ケア会議推進事業	①適切な介護予防ケアマネジメントの実施・	②公正・中立性の確保	③適切な業務の実施	①地域の医療・介護の資源の把握	②在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	③切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進	医療・介護関係者の情報共有の支援	医療・介護	介護関係者の	への普及啓発	医療・介護車隽こ関する関系市	ポーター養成事業に関す	認知症声かけ模擬訓練に関すること	に職種集中支援チール にゅうしん	関すること	恩の臣 アパスニ関トる 一日 の日 アパスニリー 一日 の日本ツトワーク	────────────────────────────────────	切別ケア会議に関すること	国化リース 先後二月 こうここう 別が話 仏の 逆宮 一月 でえこ	1層協議体の運営に関すること	設置検討に関	③地域資源調査・活用検討に関すること
直営	自己評価	В	В	В	В	ВЕ	3 E	ВА	\ /		В	В	В	В	В	В	В	В	В	В	В	В	В	В					В	В	В	Α	В	Α	В	В	A	A	В	А	Α	ВІ	ВЕ	3 B	В	В	3 E	В	В	Α
包括	総合評価		•	•	•	E	3	,	•	•	•		В			В				3	•		В		_					В				•	В	'	•	'		•	•	В	•	•		В		•	В	
筘	自己評価	В	В	В	В	ВЕ	3 E	ВЕ	3 E	В	В	А	Α	В	В	В	В	В	В	В	В				В	В	В	В	В	В	В			/	//	//	1	//				//	1	1						$\overline{/}$
筑波包括	行政 評価	В	В	В	В	ВЕ	3 E	ВЕ	3 E	В	В	Α	Α	В	В	Α	В	В	В	В	В				В	В	В	В	В	В	В				//		1				1		1							$\overline{/}$
括	総合評価	•	•	<u> </u>	-	Е	3	-		•	•		Α			В			ı	3						В	3			В																				
茎	自己評価	В	В	Α	Α	ВЕ	3 E	ВЕ	3 E	ВВ	В	А	Α	Α	В	В	В	В	В	Α	В				В	В	В	В	В	В	В				//						$\sqrt{}$		$\sqrt{}$							$\overline{\ }$
茎崎包括	行政 評価	В	В	Α	Α	ВЕ	3 E	ВЕ	3 E	3 B	В	Α	Α	Α	В	Α	В	В	В	Α	В				В	В	В	В	В	В	В																			
括	総合評価					E	3						Α			В			ı	3						В	3			В											_	_								

- A:評価指標や仕様書で定められた業務ができている上で、独自の取組みがなされてい。B:評価指標や仕様書で定められた業務ができている
- C:評価指標や仕様書で定められた業務の一部にできていない事項がある
- D:評価指標や仕様書で定められた業務ができていない

ン: 評価指標で定められた業務に該当がなかった

つくば市地域包括支援センター 運営方針(案)

つくば市保健福祉部地域包括支援課

I 方針策定の趣旨

この「つくば市地域包括支援センター運営方針」は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の47第1項の規定に基づき、地域包括支援センター(以下「センター」という。)の目的、運営上の基本的な考え方及び理念、業務推進の方針を明確にし、業務の円滑で効率的、効果的な実施に資することを目的とします。

Ⅱ 地域包括支援センターの目的

センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核機関として設置します。

また、地域包括ケアシステムの推進を担う中核機関として、地域住民一人ひとりに対する個別支援や地域におけるネットワークの構築等、地域の高齢者に関する様々なニーズに応えることのできる地域に密着したワンストップの総合相談拠点を目指します。

このため、つくば市(以下「市」という。)では、<u>地域住民</u>高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるようにセンターを拡充し、地域の特性に応じた支援を行うとともに機能強化を図っていきます。

Ⅲ 運営上の基本的な考え方や理念

センターの設置責任主体は、市であることから、市はセンターの設置目的を達成するための体制整備に努め、地域の関係機関の連携体制の構築などの重点的な取り組みについて、市とセンターが共通認識のもと、協働して適切な運営に努めます。

また、市が設置する地域包括支援センター運営協議会(以下「運営協議会」という。)は、センターの運営に関する事項について、承認や協議、評価する機関として役割を発揮することにより、市の意思決定に関与し、もって、適切、公平かつ中立なセンターの運営を確保します。

1 地域包括ケアの推進

地域住民高齢者が、住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるようにするためには、できるだけ要介護状態にならないような予防対策から高齢者の状態に応じた介護サービスや医療サービスまで、様々なサービスを、高齢者の状態の変化に応じ切れ目なく提供することが必要です。このためセンターは、地域住民の高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行います。

また、地域共生社会の実現に向けて、公的福祉サービスの利用だけでな

く、地域の課題や問題について住民一人ひとりが「我が事」として主体的に役割を持ち、支えあいながら暮らし続けられる地域づくりに努めます。

2 「協働性」の視点

センターに保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を配置し、専門職が専門性を活用しながら相互に情報共有し、連携・協働する「チームアプローチ」を実践することで相談支援や地域課題に対応します。

さらに、地域の保健・福祉・医療の専門職や民生委員等の関係者、社会 福祉協議会等の関係機関と連携を図りながら業務を推進します。

3 「公益性」の視点

センターは、市の介護・福祉行政の一翼を担う公益的な機関として、公 正で中立性の高い事業運営を行います。

センターの運営費用は、市民の負担する介護保険料や国・県・市の公費 によって賄われていることを十分理解し、適切な事業運営を行います。

4 「地域性」の視点

センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であるため、担当圏域内の地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行います。

運営協議会や地域ケア会議、その他地域で行われている活動等を通じて、地域住民や関係機関、サービス利用者の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組みます。

IV 業務の実施方針

1 基本的事項

1) 事業計画の策定

センターは、地域の実情に応じて必要となる重点課題・目標を設定し、 各地域で特色のある創意工夫した年間の事業計画を策定します。

2) 職員の姿勢

センターの職員は、高齢者自身の意思を尊重し、高齢者が住み慣れた 地域で自分らしい生活を継続できるよう支援することを念頭において業 務を遂行します。特に、判断能力の低下した高齢者の支援にあたっては、 その高齢者の代弁者としての視点を意識して業務を遂行することに努め ます。

3) 職員のスキルアップ

センターの職員は、相談技術やケアマネジメント技術の向上等、業務に 必要な知識、技術の習得を目的とした研修等に積極的に参加し、各職員 が学んだ内容を全職員に伝達、共有することにより、センター全体のスキルアップに努めます。

4) きめ細やかな相談支援、記録の実施

センターには高齢者に関する様々な内容の相談が寄せられます。これらの相談に対して、高齢者一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな相談支援を実施します。

また、継続的支援を重視し、高齢者の心身の状況の変化等に合わせた適切な対応が図れるよう努め、その経過について記録します。

5) 行政機関等との連携強化

地域包括ケア推進の中核機関であるセンターの業務は多岐に渡り、業務を推進する上では市の関係部署との緊密な連携が必要です。支援が困難なケース等についても迅速に対応できるよう日常的に連携を図ります。

直営地域包括支援センターは、行政機関として基本的な業務を実施するとともに、委託地域包括支援センターの後方支援の機能を担います。

委託地域包括支援センターは、市及び直営地域包括支援センター等の 行政機関と緊密な連携を図りながら、公正・中立な立場で業務を実施し ます。

ア つくば市地域包括支援センター運営協議会

運営協議会は、センターの業務の方針、運営等に関することを所 掌し、業務の評価や提案を行うなど、センターの運営に関与します。 センターは運営協議会の意見を踏まえて、適切、公平かつ中立な運 営を確保します。

また、センターの抱える地域課題に対応するため、運営協議会に は委託地域包括支援センターの職員も出席します。

イ 定期的な連絡会議

センターは、市が開催する連絡会議や研修会等への出席をとおして、市と緊密な連携を図ります。

ウ 民生委員児童委員連絡協議会

民生委員児童委員連絡協議会等への参加をとおして、民生委員児 童委員との連携を強化し、地域における支援のネットワークの構築 に努めます。

エ 地域との連携

地域との連携において必要な団体の会議等への参加や地域行事に参加し、協力関係を深めます。

6) 広報活動

センターの業務を適切に実施するとともに、業務への理解と協力を得るため、広報誌やホームページ、地域行事への参加等をとおして地域住民及び関係者等に広報活動を行います。

7) 法令の遵守

センターの運営にあたっては、関係法令の遵守を徹底します。

8) 個人情報の保護

センターは業務上、高齢者等の個人情報を知り得る立場にあり、その保護については個人情報保護法及びつくば市個人情報保護条例に基づき、情報の漏えい防止、第三者への情報提供及び目的外利用の禁止等、情報管理を徹底します。

9) 苦情対応

センターに関する苦情等については、その内容を記録し、迅速かつ適切に対応します。

2 総合相談支援業務

総合相談支援業務は、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行うことを目的とします。

1)総合相談支援

高齢者に関する様々な相談に対応し、相談内容に即したサービスや制度等の情報提供や関係機関の紹介等を行います。

専門的な関与や緊急対応が必要な場合には、より詳細な情報収集を行い、課題を明確にした上で適切なサービスや制度、相談機関につなぎ、継続的な支援を行います。

また、保健福祉サービスの代行申請等の支援を行うとともに、当該高齢者の現状把握を行います。

2) 地域におけるネットワークの構築

支援を要する高齢者の把握及び継続的な支援を行うために、高齢者に 関わる医療、介護、福祉サービス関係者、民生委員等地域の関係者との ネットワーク構築に努めます。

また、継続的な支援を要する高齢者については、心身の状況の変化等に合わせて適切に対応するよう、関係者と連携や情報共有を図りながら、 状況の把握や支援を行います。

3) 実態把握

高齢者本人、家族、民生委員、医療機関、介護サービス事業者等、様々な機関や関係者と連携しながら、訪問や電話等の手段を用いて支援を必要とする高齢者を把握します。

また、必要に応じて適切なサービスや制度につなぎ、継続的な支援を 行います。

3 権利擁護業務

地域の住民、民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のために必要な支援を行うことを目的とします。

1) 成年後見制度の活用促進

成年後見制度の利用が必要と思われる高齢者やその親族等に対して、 成年後見制度の説明や<u>つくば成年後見センター等の</u>申立てに当たっての 関係機関の紹介等を行います。

申立てを行える親族がいないと思われる場合や、親族があっても申立 てを行う意思がない場合で、成年後見制度の利用が必要と認められる場 合は、市長申立てにつなげる支援を行います。

2) 老人福祉施設等への措置の支援

高齢者虐待等の場合で、高齢者を老人福祉施設等へ措置入所させることが必要と判断した場合、センターは市に当該高齢者の状況等を報告し、 措置入所の実施を求めるとともに市と協働して必要な支援を行います。

3) 高齢者虐待への対応

高齢者虐待の事例を把握した場合は、「高齢者虐待の防止、高齢者の 擁護者に対する支援等に関する法律」及び「つくば市高齢者虐待対応マ ニュアル」に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、市と連携し て適切な対応を行います。

また、高齢者虐待を予防する取組みとして、医療、保健、介護、福祉 関係者だけでなく、多くの市民に高齢者虐待防止に対する理解を深めて もらえるよう、市とセンターが協働して啓発活動を行います。

4) 困難事例への対応

高齢者やその家族に重層的に課題が存在している場合、高齢者自身が 支援を拒否している場合等の困難事例を把握した場合には、センターに 配置されている専門職が相互に連携するとともに、センター全体で対応 を検討し、必要な支援を行います。

5)消費者被害の防止

消費者被害から高齢者を守るために、民生委員や介護サービス事業者等、日頃から高齢者と接する機会の多い関係者から情報収集することに努めます。また、消費生活センター等と連携を図り、被害の未然防止、問題の解決にあたります。

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務は、高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい暮らしを続けることができるよう、地域における

関係機関や多職種の連携・協働の体制づくりや介護支援専門員に対する支援等を行うことを目的とします。

1) 包括的・継続的なケア体制の構築

在宅・施設を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、関係機関との連携を構築し、介護支援専門員と関係機関の連携を支援します。

また、介護支援専門員が介護保険サービス以外の様々な社会資源を活用できるように、地域の連携・協力体制を整備します。

2) 地域における介護支援専門員のネットワークの活用

介護支援専門員の日常的な業務の円滑な実施を支援するために、介護 支援専門員のネットワークの構築や活用を図ります。

3) 日常的な個別指導・相談

介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、専門的な見地から個別指導や相談への対応を行います。

4) 困難事例等への指導・助言

介護支援専門員が抱える困難事例について、具体的な支援方針を検討 し、指導・助言等を行います。

5 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進することを目的とします。

センターは、市が実施主体となり推進する以下(ア)~(ク)の事業に関して、適宜協力及び開催支援等を行い、市と協働して取組みを推進します。

- (ア) 地域の医療・介護の資源の把握
- (イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- (ウ) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- (エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援
- (オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- (カ) 医療・介護関係者の研修
- (キ) 地域住民への普及啓発
- (ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携

6 生活支援体制整備事業

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療、介護のサービス提供のみならず、地域住民に身近な存在である市が中心となって、生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活

上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的とします。

センターは、市が配置する生活支援コーディネーターと連携するとともに、必要な会議への参加や市民への普及啓発等、市と協働して取組みを推進します。

7 認知症総合支援事業

認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活を継続するためには、 医療・介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワーク を形成し、効果的な支援を行うことが重要です。そのため、「認知症施策 推進総合戦略(新オレンジプラン)」の推進を図ることを念頭に置き、地 域における認知症の人とその家族を支える仕組みづくりについて、市と協 働して取組みを推進します。

8 地域ケア会議推進事業

圏域別ケア会議はセンターが主催し、介護支援専門員が抱える困難事例 等について、民生委員や関係機関等の多職種で協議し、支援方針を検討し ます。

また、個別ケースの支援方針の検討をとおして、自立支援に資するケアマネジメントの支援、地域支援ネットワークの構築、地域課題の把握等を行います。

さらに、圏域別ケア会議で把握した課題を、地域づくりや不足している社会資源の開発につなげられるよう、市レベルで開催する地域ケア会議に協力します。

9 介護予防ケアマネジメント (第一号介護予防支援事業)

要支援者及び日常生活総合事業対象者(指定介護予防支援又は特例介護予防サービス計画費に係る介護予防支援を受けている者を除く)に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、本人の選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス等適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な支援を行います。実施に当たっては、高齢者本人が出来ることはできる限り本人が行うことを基本としつつ、本人の出来ることを共に発見し、本人の主体的な活動と生活の質の向上を高めることを目指します。

10 一般介護予防事業

要支援・要介護状態に陥る可能性の高い高齢者を早期に把握し、要介護状態等となることを予防し、活動的で生きがいのある生活や人生を送るこ

とが出来るよう支援します。

また、介護予防の意義や知識の普及啓発、地域において介護予防活動が自主的に実施されることで、介護予防に向けた地域づくりを促進します。

さらに、介護予防に関わる人材育成、地域活動組織の育成や支援等を実施し、介護予防の重要性や一般的な知識、介護予防事業の内容、参加方法等の事業実施に関する情報について積極的に普及啓発を行い、地域ぐるみでの介護予防の推進を目指します。

11 指定介護予防支援事業

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、その心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整を行います。

2019 年度

つくば市地域包括支援センター 事業計画(案)

つくば市保健福祉部地域包括支援課

I 地域包括支援センター運営体制

【2019年4月1日から2020年3月31日まで】

つくば市地域包括支援センター(直営) 1 か所 筑波地域包括支援センター(委託) 1 か所 大穂豊里地域包括支援センター(委託) 1 か所 谷田部西地域包括支援センター(委託) 1 か所 茎崎地域包括支援センター(委託) 1 か所 在宅介護支援センター(ブランチ型) 3 か所 在宅介護支援センター(センター支援型) 4 か所

【つくば市地域包括支援センター職員配置状況】平成31年4月1日現在

職種	常勤	嘱託・臨時職員
社会福祉士	3	1 (社協職員) 1 (臨時職員)
保健師 (経験のある看護師)	7	4 (臨時職員)
主任介護支援専門員	2	0
介護支援専門員	0	2 (週4日)
事務職	4	2
地域ケアコーディネーター	0	1 (社協職員)

【2019年度担当圏域】

地域包括支援センター名称	担当圏域					
つくば市地域包括支援センター(直営)	谷田部東、桜					
	※その他の圏域においても、委託地域包括支援センター					
	の後方支援を実施					
筑波地域包括支援センター(委託)	筑波					
大穂豊里地域包括支援センター(委託)	大穂、豊里					
谷田部西地域包括支援センター(委託)	谷田部西					
茎崎地域包括支援センター(委託)	茎崎					
ブランチ型在宅介護支援センター名	担当地域					
新つくばホーム	小野川小学校区、葛城小学校区、松代小学校区、手代木					
	南小学校区、春日学園義務教育学校区、学園の森義務教					
	育学校区					
筑波病院						
筑波病院	育学校区					
筑波病院 つくばの杜	育学校区 二の宮小学校区、東小学校区、桜南小学校区、					
	育学校区 二の宮小学校区、東小学校区、桜南小学校区、 並木小学校区、竹園東小学校区、竹園西小学校区					
つくばの杜	育学校区 二の宮小学校区、東小学校区、桜南小学校区、 並木小学校区、竹園東小学校区、竹園西小学校区 栄小学校区、九重小学校区、栗原小学校区、					

【参考】日常生活圈域別 高齢化率 ※平成31年(2019年)4月1日現在

		→ #A // . →	=31	San ets ets
日常生活圏域	高齢者人数	高齢化率	認定者数	認定率
大穂地区	4,220 人	21.48%	779 人	18.46%
豊里地区	3,990 人	24.36%	734 人	18.40%
谷田部西地区	7,520 人	17.87%	1,319 人	17.54%
谷田部東地区	6,925 人	10.93%	1,026 人	14.82%
桜地区	7,321 人	14.39%	1,171 人	16.00%
筑波地区	6,345 人	35.45%	1,262 人	19.89%
茎崎地区	8,771 人	37.17%	1,217 人	13.88%

Ⅱ 業務実施内容

- 1 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)
 - 1) 総合相談支援業務
 - ア 地域におけるネットワークの構築
 - ・地域包括支援センターの広報活動の実施 広報紙、ホームページでの広報とともに、民生委員児童委員連絡協 議会、まつりつくば、おひさまサンサンいきいきまつり等に参加し、 広報活動を実施します。
 - ・圏域別ケア会議を活用した地域の関係者、関係機関との連携強化 日常生活圏域毎に開催する圏域別ケア会議(計36回予定)での事例 検討をとおして、地域の関係者、関係機関との連携強化を図ります。
 - ・地域の社会資源の把握と活用

「高齢者の地域包括ケアのためのミニ知識」、「ハートページ」、 「在宅医療と介護のサービスマップ」の内容を更新し、最新の情報 の把握と活用に努めます。

イ 実態把握

・民生委員等地域の関係者との連携を密にするとともに、高齢者台帳の 情報を活用し、委託した地域包括支援センターと協働して支援を必要 とする高齢者の把握及び支援を行います。

ウ総合相談支援

・職員を地区ごとに担当を割り振り、総合相談支援を行います。必要に 応じて、委託地域包括支援センターと連携します。

2) 権利擁護業務

ア 成年後見制度の利用促進

- ・広報誌やホームページで成年後見制度の周知を行うとともに、関係機 関にパンフレットを配置し、普及啓発を行います。
- ・「つくば市成年後見人等支援金支給要綱」を後見人がより利用しやすい体系に一部改正します。
- ・障害者・高齢者の権利擁護に関する一元的な支援機関として平成30年 (2018年)に委託した「つくば成年後見センター」の業務を拡大し、 市民後見人養成講座等を開催します。

イ 高齢者虐待への対応

- ・つくば市高齢者虐待対応マニュアルに基づいた対応を行います。
- ・つくば市高齢者虐待対応マニュアルの更新
- ・ 虐待の防止及び早期発見できるよう、広報誌、ホームページで高齢者 虐待について周知するとともに、ポスター、パンフレットを作成し関 係機関に配置します。
- ・養介護施設向け虐待防止テキストの作成
- ・つくば市虐待防止ネットワーク運営委員会の開催
- ・つくば市虐待防止ネットワーク実務者会議の開催

ウ 消費者被害の防止

- ・消費生活センターと連携し、消費者被害の未然防止と問題解決を行い ます。
- ・消費生活センター主催のネットワーク会議に参加し、関係機関との連携強化と課題の共有を行います。

3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

ア 包括的・継続的なケア体制の構築

- ・圏域別ケア会議(市内全圏域 計 36 回)の開催をとおして、介護支援 専門員と地域の関係機関との連携を支援します。
- ・「高齢者の地域包括ケアのためのミニ知識」の内容の更新と介護支援 専門員への配布を行い、介護支援専門員が介護保険サービス以外の地 域における様々な社会資源を活用できるよう支援します。

イ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用

- ・つくばケアマネジャー連絡会を支援し連携を図ります。
- ・つくば市主任介護支援専門員連絡会の役員会を年4回以上、定例会を 年4回開催します。

ウ 日常的な個別指導・相談

・介護支援専門員に対する個別相談の対応、居宅サービス計画の作成技

術の指導、サービス担当者会議の開催支援等、専門的な見地からの個別指導、相談対応を行います。

・介護支援専門員の資質向上を図る観点から、必要に応じて、地域包括 支援センターの各専門職や関係機関とも連携の上、事例検討会や研修 の実施、制度や施策等に関する情報提供を行います。

エ 困難事例等への指導・助言

・介護支援専門員が抱える困難事例について、適宜、地域包括支援センターの各専門職や関係機関等との連携の下で、具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行います。

2 包括的支援事業(社会保障充実分)

- 1) 在宅医療・介護連携推進事業【重点事業】
 - ア 地域の医療・介護の資源の把握
 - ・在宅医療・介護連携推進事業のホームページを随時更新するとともに、 ハートページ及び在宅医療と介護のサービスマップの普及を図ります。

イ 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

- ・つくば市在宅医療・介護連携推進協議会を開催し、実施事業の検討、評価を行うとともに、実務部会で課題に対する対応策を実施します。
- 多職種連携会議の開催
- 在宅医療・介護連携推進事業意識調査の実施
- ウ 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- エ 医療・介護関係者の情報共有の支援
 - ・多職種連携のための意見交換会 2回開催
 - ・退院調整看護師、MSW と在宅ケアチームとの意見交換会 1回開催
 - ・つくば市共通の連携ノートや見守りカレンダーの作成・配布
 - ・ICT を活用した関係職種の情報共有の実施
 - ・介護予防的なリハビリの指導・助言の場の検討
 - ・緊急ショートステイの空き情報の発信

オ 在宅医療・介護連携に関する相談支援

・地域包括支援センターで医療・介護関係者からの相談対応を行います。

カ 医療・介護関係者の研修

- ・地域リーダー研修会の開催
- ・ケアマネジャーを対象とした研修会の開催
- ・圏域別ケア会議の充実

キ 地域住民への普及啓発

- 在宅医療啓発講座の開催
- ・在宅医療・介護の出前講座の開催

- ・看取りに関しての普及啓発
- ・在宅医療や認知症、看取り等に関する講演会の開催
- ・在宅医療と介護のサービスマップの普及
- ハートページの普及

ク 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携

・近隣市町村との会議等による情報共有の実施

2) 生活支援体制整備事業【重点事業】

ア 第1層協議体 3回開催

- ・第1層協議体(市全体レベル)による日常生活圏域別の社会資源調査や不 足する生活支援サービスについての協議により、多様な日常生活上の支援 体制の充実・強化を図ります。
- ・つくば市生活支援体制整備推進会議 2回開催
- フォーラム開催

イ 第2層協議体

・市内各圏域の中で第2層協議体が設置されていない谷田部西・谷田部東・ 桜圏域の地域の関係者、関係機関と協議を行い、第2層協議体の設置を推 進し、全圏域に第2層協議体を設置します。

ウ 生活支援コーディネーターの選出

・現在配置している第1層コーディネーターに加え、協議体が設置された第 2層でのコーディネーターの選出を検討します。

3) 認知症総合支援事業【重点事業】

- ・認知症サポーター養成講座の開催
- ・認知症サポーターステップアップ講座の開催
- ・つくば市キャラバン・メイト連絡会の運営支援
- ・認知症声かけ模擬訓練の実施(桜地区を予定)
- ・認知症カフェの運営支援(4ヶ所)
- ・認知症初期集中支援チームの運営 つくば市北部認知症初期集中支援チーム(委託先:とよさと病院)
 - つくば市南部認知症初期集中支援チーム(つくば市直営)
- ・市民向け認知症ケアパスの配布
- ・認知症よろず相談所の支援
- ・徘徊高齢者 SOS ネットワーク事業、認知症支援メールの周知、拡大
- ・はいかい高齢者家族支援サービス事業
- ・認知症研修会の開催
- ・認知症お困りごとメール相談

4) 地域ケア会議推進事業【重点事業】

ア つくば市地域ケア会議(市全体レベル) 3回開催 (市が実施)

・圏域別ケア会議の上部に存在する会議として位置づけし、圏域別ケア会議で 抽出された課題について協議し、地域資源の開発や政策提言につなげます。

イ 圏域別ケア会議 2会場計12回開催 (地域包括支援センターが実施)

- ・谷田部東、桜(計2圏域・2会場)にて各圏域2ヶ月毎に開催します。
 - ・筑波、茎崎、大穂・豊里、谷田部西圏域については、委託包括支援センターの開催、運営を側面的に支援します。
 - ・夜間帯での開催を実施し、参加状況の確認を行います。
 - 事例提示票を見直し、事例検討後の評価検証を行います。

エ つくば市自立支援型個別ケア会議 月1回開催 (市が実施)

・要支援者等の生活行為の課題等を明確にし、課題の解決等を行うことにより、状態の改善に導き、自立支援、重度化予防及び高齢者等の生活の質の向上につなげることを目的に実施します。

3 総合事業

1) 介護予防・生活支援サービス事業

ア 介護予防ケアマネジメント (第1号介護予防支援事業)

・要支援者(指定介護予防支援又は特例介護予防サービス計画費に係る介護 予防支援を受けている者を除く)及び日常生活支援総合事業対象者に対し て、介護予防及び日常生活支援を目的として、心身の状況や環境等に応じ て、高齢者本人の選択に基づき、予防や生活支援サービス事業等が包括的 かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行います。

イ 短期集中予防サービス「訪問型サービスC」

生活機能向上の明確な意思がある者に対して短期的にリハビリを実施し、 生活の質の維持と改善を目指します。

2) 一般介護予防事業

ア 介護予防把握事業

・閉じこもりや認知症が疑われる方等、何らかの支援を要する高齢者を早期 に把握することを目的として、高齢者台帳を活用し、チェック項目から選 定された方の状況把握を実施します。

【実施方法】

高齢者台帳に「介護保険サービス利用の有無」や「活動」「生活状況」「精神面」に関する質問項目から、支援が必要な高齢者を把握し、訪問による相談支援や介護予防事業へのつなぎ等を行います。

イ 介護予防普及啓発事業

・筋力向上や柔軟性を高める「筋力バランスアップ教室」、認知症予防のため の「脳元気アップ教室」を実施します。

ウ 地域介護予防活動支援事業

- ・社会参加活動を通じた介護予防に資する地域活動として、継続して介護支援ボランティア制度(げんき応援ポイント)を実施します。
- エ つくば市地域リハビリテーション活動支援事業
 - ・65 歳以上の高齢者の有する能力を評価し改善の可能性を助言する等、居 宅介護支援、居宅サービス、介護予防サービス、介護予防・生活支援サー ビス、地域包括支援センター及び施設サービス並びにサービス担当者会 議及び住民主体の通いの場等の介護予防の取組を総合的に支援します。

4 指定介護予防支援事業

・介護保険における予防給付の対象となる要支援認定者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、その心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、関係機関との連絡調整等を行います。

平成 31 年度

筑波地域包括支援センター 事業計画(案)

社会福祉法人 恵愛会

筑波圏域の高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう支援します。 筑波圏域の特性を生かし、自分らしい生活が継続できることを考えて、業務にあたりま す。また、つくば市地域包括支援センター主体の事業への協力を実施していきます。

【参考】日常生活圈域別 高齢化率 (平成31年(2019年)4月1日現在)

	総人口	65 歳以上	高齢化率	介護認定者	認定率
筑波圏域	17,897 人	6,345 人	35.45%	1,262 人	19.89%

* 圏域の特性;介護認定者数・介護認定率は圏域でも高い数値を示しています。親類関係や近隣関係が色濃く残っている地域といえます。

I 運営体制

職種	常勤専従	常勤兼務
主任介護支援専門員	1	0
保健師	1	0
社会福祉士	1	0
介護支援専門員	0	1
事務職	0	1

II 業務実施内容

- 1 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)
 - 1)総合相談支援業務
 - ア 地域におけるネットワークの構築
 - ・地域のサロンやシルバークラブ等へ出向き、認知度アップを図ります。 地域の集会所等での集まりで広報の実施・出張包括としての活動を通じて地域での関わりを強化していきます。
 - ・筑波圏域ケア会議(計6回)での事例検討を行い、地域の関係者・関係機関 との連携強化を図ります。
 - ・地域の社会資源を把握、情報を更新し、職員間の共有・活用に努めます。

イ 実態把握

- ・つくば市地域包括支援センター(直営)に協力し、実態把握に努めます。
- ・地域の関係機関と連携しながら、支援を必要とする高齢者を把握し、継続的 な支援を実施していきます。

ウ 総合相談支援

・様々な相談に対応し、情報収集を実施し、情報の提供や関係機関の紹介を実施します。必要時には、相談機関につなぎ、継続的な支援を行います。

2) 権利擁護業務

- ア 成年後見制度の利用促進
 - ・成年後見制度の利用が必要と思われる高齢者の親族等に対して、制度の説明 を実施し、つくば市成年後見センター等の関係機関への紹介等を行います。
 - ・パンフレットを活用し、啓発活動・利用促進に努めます。
- イ 高齢者虐待への対応
 - ・事例を把握した場合には、つくば市高齢者虐待防止マニュアルに基づき、速 やかに状況を確認し、つくば市包括支援センター(直営)と連携を図り、適 切な対応を行います。
 - ・つくば市虐待防止ネットワーク実務者会議へ参加し、関係機関との連携強化 や課題の共有を行います。
 - ・ポスターやパンフレットを活用し、啓発を実施していきます。
- ウ 消費者被害の防止
 - ・高齢者と接する機会の多い関係者から情報収集することに努めます。
 - ・研修への参加で、消費者被害の動向を理解し、問題解決を図ります。
- 3)包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
 - ア 包括的・継続的ケア体制の構築
 - ・筑波圏域ケア会議(計6回)の開催を通して、介護支援専門員と地域の関係 機関との連携を支援します。
 - ・介護支援専門員が介護保険サービス以外の社会資源を活用できるように、地域の連携に協力します。
 - イ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用
 - ・つくば市居宅介護支援事業所連絡会やつくば市主任介護支援専門員連絡会に 支援・協力し連携を図ります。
 - ウ 日常的な個別指導・相談
 - ・介護支援専門員に対して居宅・施設サービス計画の作成技術・ケアマネジメ メントの指導等、個別指導・相談助言等の支援を行います。
 - ・相談業務を通じて、地域の介護支援専門員の抱える課題を把握していきます。
 - エ 困難事例等への指導・助言
 - ・支援困難事例について、各専門職や関係機関と連携し、具体的支援方針を検 討し、助言や指導等を行います。
- 2 包括的支援事業(社会保障充実分)
 - 1) 在宅医療・介護連携推進事業
 - ・地域の医療・介護関係者からの相談を受付け、連携の調整・地域の社会資源

- の紹介等を行います。
- ・会議や研修会等へ参加を実施します。
- 2) 生活支援体制整備事業
 - ・意見交換会や会議等へ参加し、地域の一員として事業開始に協力します。
 - ・地域住民に対し、普及活動を行います。
- 3) 認知症総合支援事業
 - ・ポスターやパンフレットの活用・認知症ケアパスを有効に活用できるよう 事業所内での掲示・配布を実施します。
 - ・認知症カフェへの支援協力を実施、キャラバン・メイトとして認知症サポーター養成講座に協力します。
- 4) 地域ケア会議推進事業
 - ・つくば市地域包括支援センター(直営)に協力を仰ぎ、筑波圏域ケア会議(計 6回)を開催します。
 - ・介護支援専門員が抱える困難事例等について、各関係機関等の多職種による 検討を行い、地域課題を見出し、社会資源の把握と開発に繋げていきます。

3 総合事業

- 1) 介護予防・生活支援サービス事業
 - ア 介護予防ケアマネジメント事業
 - ・要支援者(指定介護予防支援又は特例介護予防サービス計画費に係る介護予防支援を受けている者を除く)及び日常生活支援総合事業対象者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、心身の状況や環境等に応じて、高齢者本人の選択に基づき、予防や生活支援サービス事業等が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行います。
- 2) 一般介護予防事業
 - ・つくば市地域包括支援センター(直営)に協力し、実態把握を行います。 また、介護予防の重要性や知識の啓発を行っていきます。

4 指定介護予防支援事業

・介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、その心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、関係機関との連絡調整等を行います。

令和元年度 大穂豊里地域包括支援センター 事業計画 (案)

医療法人社団 筑波記念会

大穂豊里圏域の高齢者が、住み慣れた地域でその人らしい生活を継続できるように、必要な支援を包括的に行います。そのために以下 I の運営体制のもと、II に記載する事業を実施します。

【参考】 大穂豊里圏域の高齢者の概況(平成 31年 4 月 1 日現在)

日常生活圏域	高齢者人口	高齢化率	認定者数	認定率
大穂圏域	4,220 人	21.48%	779 人	18. 46%
豊里圏域	3,990 人	24. 36%	734 人	18. 40%
合計	8,220 人	22.92%	1,513人	18. 43%

※圏域の特性:高齢化率及び認定率は茎崎・筑波地区に次いで高い。昔ながらの農地も残り、特に大きな商業施設等があるわけでもない。交通機関も充実しているわけではないため、移動手段としては車は必須となり高齢者の生活には大きな課題となっている。

I 運営体制

職種	専従	兼務
主任介護支援専門員	1	0
保健師(または看護師)	1	0
社会福祉士	2	0

Ⅱ 業務実施内容

- 1 包括的支援事業(大穂豊里地域包括支援センターの運営)
 - 1) 総合相談支援業務
 - ア 地域におけるネットワークの構築
 - ・地域包括支援センターの広報活動の実施 地域の関係機関への訪問やチラシの配布・ポスター展示及び日常の相談業務 などを通じて、大穂豊里地域包括支援センターの周知に努めていきます。
 - ・大穂豊里圏域ケア会議を活用した地域の関係者や関係機関との連携 大穂豊里圏域で2ヶ月に1回開催する圏域別ケア会議での事例検討等を通し て、地域の関係者、関係機関との連携強化を図ります。
 - ・地域の社会資源の把握と活用

地域の社会資源を整理した各種資料を活用し、職員間での共有及び適切な情報提供に努めます。また、相談等を通して地域のインフォーマルな機能を把握し、連携できるよう関係構築を図ります。

イ 実態把握

- ・日々の相談等を通じて、公的な機関や介護支援専門員をはじめ、民生委員等地域の関係者と協働して必要な実態把握を行います。
- ・つくば市地域包括支援課から依頼のあった高齢者台帳等に基づく実態把握に調

査協力を行います。

ウ 総合相談支援

・各専門職の特性を活かし、総合相談支援を行います。

2) 権利擁護業務

ア 成年後見制度の利用促進

- ・事業所内に成年後見制度のパンフレットを置き、活用促進に努めます。
- ・制度の活用が必要と思われる高齢者や親族等に対し、制度の説明をし、成年後 見センターの紹介等を行います。

イ 高齢者虐待への対応

- ・つくば市高齢者虐待防止マニュアルに基づいた対応を行います。
- ・つくば市地域包括支援課が作成するポスターの掲示やパンフレットを活用する など、虐待の予防に努めます。
- ・市が主催する権利擁護研修会や虐待防止ネットワーク実務者会議等に参加し、 質の向上や関係者とのネットワーク作りに努めます。

ウ消費者被害の防止

・研修の参加等で職員の知識を高め、消費者被害の防止と問題解決を図ります。

3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

ア 包括的・継続的なケア体制の構築

- ・大穂豊里圏域のケア会議の開催を通して、介護支援専門員と地域の関係機関との連携を支援します。
- ・大穂豊里圏域内の医療・保健・福祉サービスについて、病院や施設等とも連携して、最新情報の把握と提供に努めます。

イ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用

・つくばケアマネジャー連絡会やつくば市主任介護支援専門員連絡会に参加協力します。

ウ 日常的な個別指導・相談

・介護支援専門員に対する対支援:居宅サービス計画作成及びサービス担当者 会議の開催支援等、専門的な見地からの個別相談対応を行います。

エ 困難事例等の相談助言

・介護支援専門員が抱える困難事例について、適宜、各専門職や関係機関等と の連携の下で、具体的な支援方針を検討し、助言や指導等を行います。

2 包括的支援事業(社会保障充実分)

- 1) 在宅医療・介護連携推進事業への協力
 - ・つくば市地域包括支援課が主催する会議や研修会、講演会等に参加し、連携の強 化に努めます。

- ・医療機関への積極的な働きかけを意識して実施し、医療と介護の連携の推進を図ります。
- 2) 生活支援体制整備事業への協力
 - ・つくば市地域包括支援課が主催する生活支援体制整備事業関連の会議に参加協力 し、地域の一員として事業の促進を図ります。
- 3) 認知症総合支援事業への協力
 - ・認知症サポーター養成講座の開催への協力、認知症カフェへの参加協力、認知症 ケアパスの普及や認知症初期集中支援チームへのつなぎ等を行います。
- 4)地域ケア会議推進事業への協力

ア つくば市地域ケア会議

- ・つくば市地域包括支援課が主催するつくば市地域ケア会議に参加協力します。
- イ 大穂豊里圏域ケア会議
 - ・つくば市地域包括支援課と協力して2ヶ月ごとに開催し、地域課題の発見・課題 解決に努めます。

3 総合事業

1) 介護予防・生活支援サービス事業への協力

ア 介護予防ケアマネジメント事業

- ・要支援者(指定介護予防支援又は特例介護予防サービス計画費に係る介護予防支援を受けている者を除く)及び日常生活支援総合事業対象者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、心身の状況や環境等に応じて、高齢者本人の選択に基づき、介護予防や生活支援サービス事業等が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行います。
- 2) 一般介護予防支援事業等への協力
 - ア 介護予防把握事業への協力
 - ・大穂豊里圏域内の高齢者台帳から抽出された閉じこもりや認知症が疑われる方などの状況把握に協力します。
 - イ 一般介護予防事業
 - ・総合相談の内容に応じて、介護予防教室等への参加を促します。
 - ・地域住民の要望を把握し、介護予防に通じる活動に参画します。

4 指定介護予防支援事業

・介護保険における予防給付の対象となる要支援認定者及び基本チェックリストによる事業対象者が、介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、その心身の状態、その置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、関係機関との連絡調整を行います。

2019 年度

谷田部西地域包括支援センター 事業計画(案)

社会福祉法人 筑南会

谷田部西圏域の高齢者を対象として、心身の健康の保持及び生活の安定のための必要な援助を包括的に行い、住み慣れた地域で安心して過ごす事ができるように、初年度にあたり以下 I の運営体制を整備し、またつくば市地域包括支援課の指導・支援を受けながら、II の事業を実施いたします。

<参考> 谷田部西圏域の高齢者の概況 2019年(平成31年)4月1日付 (谷田部中学校区、高山中学校区、みどりの学園義務教育学校区)

日常生活圏域	高齢者人口	高齢化率	認定者数	認定率
谷田部西圏域	7,520 人	17.87%	1,319 人	17.54%

※圏域の特性として、歴史ある商業・農業等を中心とした地区やつくば TX みどりの駅、万博公園駅周辺の開発地区等それぞれの地区の特徴がみられ、また全域的には、人口の出入が多く、高齢者の生活実態が急速に変化し、その中で支援の必要性のある高齢者が増加することが考えられる。

I 運営体制

職種	専従	兼務			
社会福祉士	1	0			
主任介護支援専門員	1	0			
保健師 (または看護師)	1	0			
介護支援専門員	0	1			

Ⅱ 事業実施内容

- 1 包括的支援事業(谷田部西地域包括支援センターの運営)
 - 1) 総合相談支援
 - ア 地域におけるネットワークの構築
 - ・日常の相談業務でのチラシ配布、民生委員児童委員連絡協議会等への参加、地域の関係機関への訪問等、初年度にあたり積極的に広報活動を行い、谷田部西地域包括支援センターの周知に努めます。
 - ・つくば市地域包括支援課の指導・支援を受け、谷田部西圏域ケア会議 で事例検討を行い、地域の関係者、関係機関との連携を図ります。
 - ・地域の社会資源を、市作成資料の活用や地域の関係者からのインフォーマルな社会資源も含め情報把握に努め、職員間の共有、適切な情報 提供を行えるようにします。

イ 実態把握

・つくば市地域包括支援課から依頼のあった高齢者台帳等に基づく実 態把握に調査協力をいたします。

- ・旧圏域在宅介護支援センターが訪問活動対象となっていたケースに ついて引継ぎ、関係構築に努め、実態把握を行います。
- ・日々の相談活動、関係機関、地域の関係者等と協働して、新たな対象 者を含め、必要な実態把握を行います。

ウ総合相談支援

各職員の専門性を活かし、総合相談支援を行います。

2) 権利擁護業務

ア 成年後見制度の利用促進

・事業所内にパンフレットを置き、啓発・利用促進に努めます。また、 相談活動において、利用の必要があると考えられる高齢者、またはそ の親族等に対して、パンフレットを活用し説明を行い、関係機関への 紹介等を行います。

イ 高齢者虐待への対応

- ・つくば市虐待防止マニュアルに基づき、速やかに状況把握を行い、つくば市地域包括支援課と連携を図り、適切な対応を行います。
- ・つくば市地域包括支援課の作成するポスターの掲示、パンフレットの 活用等により、啓発を行い、予防や早期発見につながるようにします。
- ・つくば市虐待防止ネットワーク実務者会議、権利擁護研修会へ参加し、 対応業務の質の向上や関係機関等との連携強化を行います。

ウ 消費者被害の防止

地域の関係者等からの情報収集に努め、消費者生活センターと連携 して、消費者被害の未然防止、問題解決を図ります。

3) 包括的・継続的ケアマネジメント

ア 包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築

- ・谷田部西圏域ケア会議を開催し、その中で、介護支援専門員、地域の 関係機関との連携を図ります。
- ・介護支援専門員が介護保険サービス以外のインフォーマルな社会資源を活用できるように、情報の把握、提供に努めます。
- イ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用
 - ・つくば市ケアマネージャー連絡会やつくば市主任介護支援専門員 連絡会に参加協力をします。

ウ 日常的な個別指導・相談

・介護支援専門員に対して、個別相談の対応や、居宅サービス計画作成、 ケアマネジメント過程における課題等相談助言等の支援を行います。

- エ 困難事例等の相談・助言
 - ・支援困難事例について、各専門職や関係機関等と連携して具体的な支援方針を検討し、介護支援専門員に助言し、ケースにより協働して対応します。

2 包括的支援事業(社会保障充実分)

- 1) 在宅医療・介護連携推進事業への協力
 - ・つくば市が作成する「ハートページ」、「在宅医療と介護のサービスマップ等を有効に活用します。
 - ・つくば市地域包括支援課が主催する会議や研修会、講演会等に参加し、 連携の強化に努めます。
- 2) 生活支援体制整備事業への協力
 - ・つくば市地域包括支援課が開催する生活支援体制整備事業関連の会 議に参加協力します。
- 3) 認知症総合支援事業への協力
 - ・キャラバンメイト役員会への参加、認知症カフェへの参加、認知症サポーター養成講座開催への協力を行います。
 - ・ポスターやパンフレットを活用し、認知症ケアパスの普及、認知症初 期集中チームへの連絡・調整を行います。
- 4) 地域ケア会議推進事業への協力
 - ア つくば市地域ケア会議
 - ・つくば市地域包括支援課が主催するつくば市地域ケア会議に参加協力します。
 - イ 谷田部西圏域ケア会議
 - ・つくば市地域包括支援課の協力・支援のもと、2 か月ごとに開催し、 介護支援専門員、関係機関等とのネットワークの構築を図ります。

3 総合事業

- 1) 介護予防・生活支援サービス事業
 - ・ 介護予防ケアマネジメント事業として、要支援者(指定要介護予防 支援又は特例介護予防サービス計画費に係る介護予防支援を受けて いる者を除く)及び日常生活支援総合事業対象者に対して、介護予防 及び日常生活支援を目的として、心身の状況や環境等に応じて、高 齢者本人の選択に基づき、介護予防や生活支援サービス事業等が包 括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行います。
- 2) 一般介護予防支援事業等への協力

・ つくば市地域包括支援課で高齢者台帳から把握した谷田部西圏域内 の閉じこもりや認知症が疑われる方などの状況把握に協力し、必要 なサービスや見守りに繋げていきます。

4 指定介護予防支援事業

・介護保険における予防給付の対象となるよう要支援認定者及び基本 チェックリストによる事業対象者が、介護予防サービス等の適切な利 用等を行うことができるよう、その心身の状態、その置かれている環 境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護 予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保さ れるよう、関係機関との連絡調整を行います。

Ⅲ 職員の協働性と資質向上

- ・総合相談をはじめとする各事業において、センター各職種間のチーム アプローチを大切にするとともに、初年度においては、業務の進め方、 役割分担を明らかにし、また個々の高齢者に対する包括的支援を行う 時には、「主担当」職員を決め、継続した支援体制をつくります。
- ・初年度の事業である事、地域や関係機関との連携を行う事業である事から、職員の資質向上のため、地域包括支援センター職員基礎研修、 課題別研修、介護予防計画作成者研修等へ参加し、また自己研鑽に努めます。

平成31年度 (令和元年度) 茎崎地域包括支援センター 事業計画(案)

社会福祉法人 つくば市社会福祉協議会

茎崎圏域の地域住民が、住み慣れた地域で、その人らしい生活を継続できるようにするために、地域の高齢者等の心身の健康の保持、生活の安定のために必要な支援を包括的に行うため、以下Iの運営体制のもと、Ⅱに記載する事業を市地域包課の指導・支援を受けながら実施します。

【参考】 茎崎圏域の高齢者の概況(平成31年4月1日現在)

日常生活圏域	高齢者人口	高齢化率	認定者数	認定率
茎崎圏域	8,771人	37. 17%	1,217人	13.88%

※圏域の特性は、市内で最も高齢化率が高く、大規模団地が複数あり、団地の 高齢化も進んでいます。今後さらなる高齢化の進展が予想されます。

I 運営体制

* ~ H II 197		
職種	専従	兼務
社会福祉士	1	1
保健師 (または看護師)	1	0
主任介護支援専門員	1	0
介護支援専門員	0	1
事務職	0	1

※第1期の2年間の委託期間が令和元年9月30日で満了となるため、第2期も 事業継続ができるよう、第1期の実績をもとに、公募型プロポーザルに参加意向 を表明し、受託継続を目指します。

Ⅱ 業務実施内容

1 包括的支援事業(茎崎地域包括支援センターの運営)

(1) 総合相談支援業務

ア 地域におけるネットワークの構築

(ア) 地域包括支援センターの広報活動の実施

日常の相談業務に丁寧に対応し、口コミやチラシ配布による広報に加え、茎崎圏域の民生委員児童委員連絡協議会、ふれあいサロン情報交換会等の機会を通じて、相談の傾向や役立つトピックを取り上げ紹介するなど、必要な情報提供を行い、より身近な頼れるセンター広報に努めます。

(イ) 茎崎圏域ケア会議を活用した地域の関係者や関係機関との連携 茎崎圏域で2ヶ月に1回開催する圏域別ケア会議での事例検討等を 通じて、地域の関係者、各種機関との関係や連携強化を図ります。

(ウ) 地域の社会資源の把握と活用

市が作成する地域の社会資源を整理した各種資料を活用、職員間での 共有及び適切な情報提供に努めます。また、同一拠点にある社会福祉協 議会茎崎支部で実施している各種事業(地域見守りネットワーク事業 ふれあい型食事サービス ふれあいサロン シルバークラブ育成支援) 等を通じ、既存のつながりを活かした対応や、地域での新たな支援活動 などの把握についても、随時茎崎支部担当職員との連携に努めます。

イ 実態把握

日々の相談等を通じて、行政各課や介護支援専門員をはじめ、民生委員等地域の関係者から事前情報を得たり、場合によっては一緒に訪問するなど、実態把握の際にも、地域関係者と連携した対応を心がけます。

また、市地域包括支援課から依頼のあった高齢者台帳等に基づく実態把握にも調査協力を行います。

ウ総合相談支援

各専門職の特性を活かし、総合相談支援を行います。特に相談内容に応じて、医療職と福祉職による複眼的評価を心がけ、例えば、各種医療機関に関する必要な情報を提供し、速やかな受診や診断につなげ、その後の各種サービスの導入についても、ケアマネジャー選定支援からサービス利用開始・定着等がスムーズにできるよう、日々の相談業務を通じた関係機関との関係性を大切にし、さらに関係の輪を広げていけるよう努めていきます。

(2) 権利擁護業務

ア 成年後見制度の利用促進

事業所内に成年後見制度のパンフレットを置き、必要時活用するなど利用促進に努めます。社会福祉協議会本部に平成30年10月から開設された「つくば成年後見センター」とも必要に応じて共働するなど、連携対応に努めます。

イ 高齢者虐待への対応

- (ア)つくば市高齢者虐待防止マニュアルに基いた対応を行います。虐待対応においては、複眼的視点による評価が重要であり、つくば市地域包括支援課の茎崎地区担当職員等との共働を基本に対応を行います。
- (イ)つくば市地域包括支援課が作成するポスターの掲示やパンフレットを 活用するなど、虐待の予防に努めます。家族支援の視点を忘れず、常に 支援を必要とする本人・家族双方支援を基本に関わります。
- (ウ)市が主催する権利擁護研修会や虐待防止ネットワーク実務者会議等に参加、必要に応じて事例報告を行い、支援の振り返りから、さらなる対応の質の向上や関係者とのネットワーク作りに努めます。

ウ 消費者被害の防止

- (ア) 高齢者訪問等でいわゆる「送りつけ商法」や「点検商法」「訪問販売」など、消費者被害が疑われる事例については、消費生活センター等と連携し、さらなる消費者被害の未然防止と問題解決を図ります。
- (4)国民生活センター発行の「見守り新鮮情報」などを有効活用し、未然防止のために、茎崎圏域ケア会議等を通じて当該情報の配布等を行い、最新の消費者被害の傾向に関する情報発信と発生防止に努めます。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント

ア 包括的・継続的なケア体制の構築

(ア) 茎崎圏域のケア会議の開催を通して、介護支援専門員と地域の多様な 関係機関(多職種)との連携を支援します。

- (イ)つくば市地域包括支援課が作成する「高齢者の地域包括ケアのためのミニ知識」等を活用し、介護支援専門員の支援に努めます。
- (ウ)家族支援を要するケース等については、必要に応じて、つくば市地域 包括支援課のみならず、障害福祉課や医療年金課、生活保護世帯では社 会福祉課などと連携した対応ができるよう、個別事例に一緒に関わるこ とで、ケアマネジャーを多方面からバックアップできるように努めます。
- (エ) 茎崎圏域内のインフォーマルな新たな社会資源の情報についても、社会福祉協議会茎崎支部とも連携して、最新の情報の把握と必要に応じた情報提供に努めます。
- イ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用 つくば市居宅介護支援事業所連絡会やつくば市主任介護支援専門員 連絡会に参加協力します。
- ウ 日常的な個別指導・相談

介護支援専門員に対する個別相談の対応、居宅サービス計画の作成、 サービス担当者会議の開催支援等、専門的な見地からの個別相談対応を 行います。

エ 困難事例等の相談助言 介護支援専門員が抱える困難事例について、適宜、各専門職や関係機関 等との連携の下で、具体的な支援方針を検討します。

2 包括的支援事業(社会保障充実分)

(1) 在宅医療・介護連携推進事業への協力

ア つくば市地域包括支援課が作成するハートページや在宅医療と介護の サービスマップ等を有効に活用します。

- イ つくば市地域包括支援課が主催する会議や研修会、講演会等に参加し、他 職種とのつながりの強化や連携の強化に努めます。
- ウ 相談事例の主治医との連絡調整や必要に応じた受診同行などを通じて、 相談できる医療機関とのつながりを一つ一つ作り、その輪を広げていける よう心がけます。
- (2) 生活支援体制整備事業への協力

つくば市地域包括支援課が主催する生活支援体制整備事業関連の会議には、地域の社会資源とのつながりをもつ茎崎支部兼務職員を中心に、参加協力します。

- (3) 認知症総合支援事業への協力
 - ア 4月からはじまった「オレンジカフェ in くきざき」をはじめ、キャラバンメイト役員会への参加、 圏域内を中心とする認知症サポーター養成講座の開催への協力、総合相談を通じて認知症ケアパスの普及や、必要に応じて認知症初期集中支援チームへのつなぎ等を行います。
 - イ 徘徊高齢者の保護後の対応では、「徘徊高齢者 SOS ネットワーク」への 登録や「はいかい高齢者家族支援サービス事業」等の案内に努めます。

(4) 地域ケア会議推進事業への協力

ア つくば市地域ケア会議

つくば市地域包括支援課が主催するつくば市地域ケア会議に参加協力 します。

イ 茎崎圏域ケア会議

つくば市地域包括支援課と協力して2ヶ月ごとに開催し、関係機関との ネットワーク強化に努めます。事例を通じた地域課題の把握にも努めます。

3 総合事業

(1) 介護予防・生活支援サービス事業への協力

ア 介護予防ケアマネジメント事業

要支援者(指定介護予防支援又は特例介護予防サービス計画費に係る 介護予防支援を受けている者を除く)及び日常生活支援総合事業対象者に 対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、心身の状況や環境等に 応じて、高齢者本人の選択に基づき、介護予防や生活支援サービス事業等 が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行います。

(2) 一般介護予防支援事業等への協力

ア 介護予防把握事業への協力

茎崎圏域内の高齢者台帳から抽出された閉じこもりや認知症が疑われる方などの状況把握に協力します。

イ 一般介護予防事業等へのつなぎ

総合相談から、必要に応じて、健康づくり教室や筋力バランスアップ教室、脳元気アップ教室等の紹介を行います。

4 指定介護予防支援事業

介護保険における予防給付の対象となる要支援認定者及び基本チェック リストによる事業対象者が、介護予防サービス等の適切な利用を行うことが できるよう、その心身の状態、その置かれている環境等を勘案し、介護予防 サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定 介護予防サービス等の提供が確保されるよう、関係機関との連絡調整を行い ます。

圏域内の要支援認定者数及び介護保険サービス利用希望者は増加傾向にあり、希望される方がサービスを利用できるよう、担い手の確保のため、茎崎圏域内はもちろん、近接する市外の居宅介護支援事業所とも連携の輪を広げていけるよう努めます。

令和元年10月税率改正に伴う 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント 業務委託料の額について

令和元年度介護予防支援業務委託料

平成31 年3 月28 日(平成31 年厚生労働省告示第101 号)「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する件」より抜粋

 介護予防支援費
 介護予防支援費

 イ 介護予防支援費(1月につき)
 431単位

 注1・2 (略)
 注1・2 (略)

 ロ・ハ (略)
 ロ・ハ (略)

• 令和元年4月1日~同年9月30日 (1単位: 10円) 430単位 × 10.70(5級地) = 4,601(円)

 \downarrow

• 令和元年10月1日以降委託料 (1単位: 10円) 431単位 × 10.70(5級地) = 4,611(円)

令和元年度介護予防ケアマネジメント業務委託料

平成31年4月26日(厚生労働省老健局長発)「地域支援事業の一部改正についてより抜粋

(略)

3 介護予防ケアマネジメント費 (略)

11. 平成31年10月1日以降

訪問介護員等によるサービス費(訪問介護挺前相当サービス費)及び通所介護事業者の従事者によるサービス費(通所介護従前相当サービス費)は、それぞれ以下に掲げる費用を算定するものとする。なお、当該費用の算定にあたっては、以下に掲げる他は、平成30年度介護報酬改定前の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第127号)及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月17日老計発第0317001号・老板発第0317001号・老老発第0317001号・老老発第0317001号。

- 3 介護予防ケアマネジメント費
- イ 介護予防ケアマネジメント費 431単位 (1月につき)
- ロ 初回加算 300単位(1月につき)
- ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 300単位
- 注1 介護予防ケアマネジメント費の算定は、要支援1及び要支援2を対象とする。
- 注2 住所地特例による財政調整においては、1件あたり431単位とする。算定にあたっては、 住所地特例対象者の数に431単位をかけた金額の支払い・請求により財政調整を行うものと する。

別添2~4 (略)

(新設)

3 介護予防ケアマネジメント費

別添2~4 (略)

令和元年度介護予防ケアマネジメント業務委託料

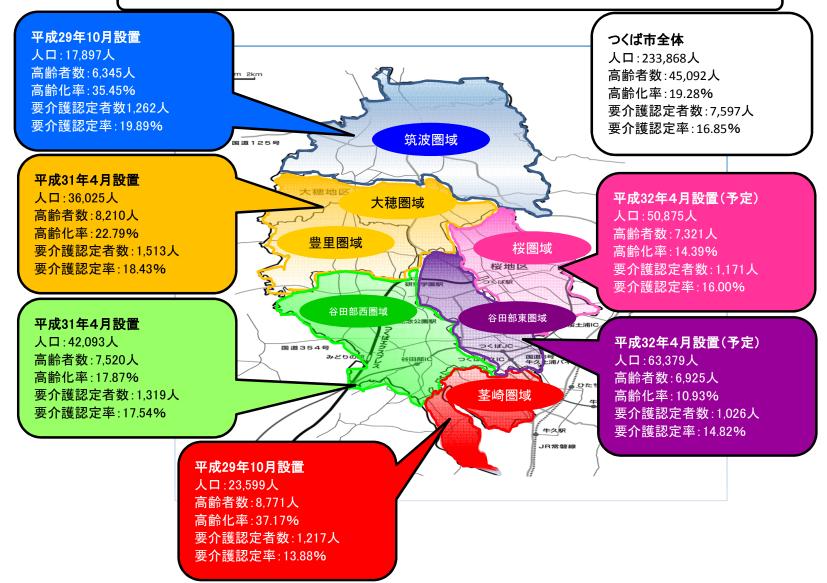
• 令和元年4月1日~同年9月30日 (1単位10円) 430単位 × 10.70(5級地) = 4,601(円)

• 令和元年10月1日以降委託料 (1単位: 10円)

431单位 × 10.70 (5級地) = 4,611 (円)

地域包括支援センターを日常生活圏域ごとに設置

平成31年4月現在



上の図の通り、高齢化率の高い圏域から「筑波圏域」「茎崎圏域」「大穂・豊里圏域」「谷田部西圏域」に地域包括支援センターを設置 いたしました。平成32年4月に「桜圏域」と「谷田部東圏域」に地域包括支援センターを設置する予定です。

地域包括支援センター委託スケジュール

								<u> </u>	7 500 7											
									平成31年度										平成32年度	
	10月	11月	1	2月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月 5月
谷田部西圏域 大穂豊里圏域	プロポーザルの実施		事業者決定	契約	開所準備引継ぎ	ケアプラ	۷	2圏域開	Fi .				ą	ž i t						
筑 芝 崎 園 域					委託中			プロポーザルの実施			决定 决定			契約漢了			委託			
谷田部東圏域桜圏域								美施				契約		プロポーザルの実施		事業者決定	契約 開育	所準備 ケア 継ぎ 再!	プラン契約	委託